

身体拘束に関するアンケート調査結果

令和8年1月
静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課

調査概要

1 調査目的

平成12年の介護保険法施行当初より、介護保険施設等の運営基準において、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束は禁止されている。県では、研修会の開催、身体拘束ゼロ宣言の呼びかけ、身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催や介護サービス事業者に対する運営指導等により、身体拘束の廃止に向けて様々な取組を行っている。

本調査は、施設等での身体拘束廃止の取組状況や利用者家族及び職員の意識等の実態を把握し、今後の施策推進や運営指導に資することを目的として実施した。

2 調査内容及び調査対象等

調査は全てインターネット経由（Googleフォーム活用）により行い、回答用のGoogleフォームにアクセスするためのQRコードを記載した依頼文を調査対象に対し郵送等により送付した。

調査内容	調査対象	調査対象の選出方法
事業所に対する身体拘束廃止についての取組状況等アンケート調査（取組状況調査）	1,246事業所	7月1日時点で指定を受けている入所施設、居住系、多機能系、短期入所系事業所
利用者家族に対する身体拘束に関する意識等アンケート調査（意識調査）	事業所において任意で選出した利用者家族及び認知症の人と家族の会静岡県支部会員計2,163人	特養、老健、医療院は3人/施設 その他の事業所は1人/施設
施設職員に対する身体拘束に関する意識等アンケート調査（意識調査）	事業所において任意で選出した職員及び静岡県介護福祉士会会員の計5,255人	介護職員、看護職員、相談員、介護支援専門員の各職種から、1事業所当たり1人ずつ回答を依頼（施設種別により2人～4人の回答数を想定） ・（地密）特養、老健、（地密）特定は4人/施設 ・医療院、小多機（看多機）は3人/施設 ・短期入所生活介護、G Hは2人/施設

調査概要

3 調査時点

令和7年8月1日 (3年に1回実施)

4 回答状況

調査事項	取組状況調査 (事業所向け)	意識調査 (利用者家族向け)	意識調査 (職員向け)
調査対象	1,246事業所	2,163人	5,255人
回答数(回答率)	717事業所(57.5%)	651人(30.1%)	1,386人 (26.4%)

事業所種別 (取組状況調査)	略称	対象事業所	回答数	回答率
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	特養	249	181	72.7%
介護老人保健施設	老健	123	77	62.6%
介護医療院	医療院	33	22	66.7%
特定施設入居者生活介護	特定施設	144	88	61.1%
短期入所生活介護 (単独)	ショートステイ	51	20	39.2%
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	G H	415	206	49.6%
(看護)小規模多機能型居宅介護	小規模多機能	164	81	49.4%
地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着特定施設	18	13	72.2%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着特養	49	29	59.2%
計		1,246	717	57.5%

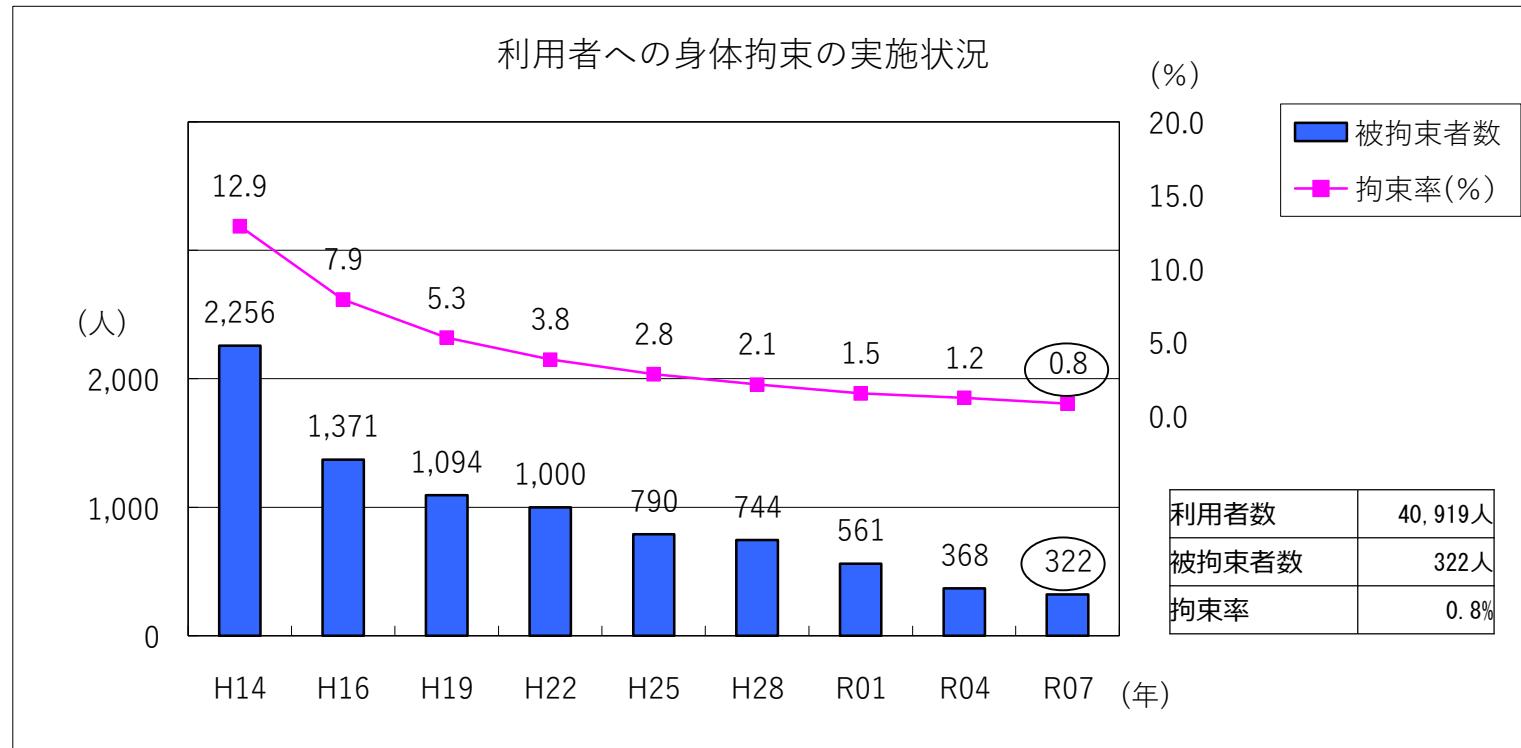
1 介護保険事業所の取組状況調査

取組状況調査 結果要旨

- 回答のあった事業所のうち、身体拘束が実施されている利用者（被拘束者）の人数は322人、その割合（拘束率）は0.8%であり、平成14年の調査開始以降、被拘束者数・拘束率ともに減少している。**7P**
- 事業所別に見た利用者への身体拘束の実施状況は、前回同様、介護医療院が最も高い結果となった。**8P**
- 具体的行為11項目に関する意識と実態については、前回に引き続き「ミトン型手袋等」が最も意識が低く、また実際に拘束が実施されている割合も最も高い。**10P**
- 過去調査との比較では、意識については「ミトン型手袋等」が一貫して最も低く、実態については「ベッド柵」が減少した一方、「ミトン型手袋等」が増加した。また、前回との比較では「Y字型拘束帯」「介護衣」の割合が増加した。**11,12P**
- 身体拘束を行わないための取組について、拘束を実施している事業所と実施していない事業所の回答を比較したところ、拘束を実施していない事業者は「食事を経口摂取するための訓練実施」「車椅子から居心地の良い椅子やソファーで過ごす」「筋力アップのためのリハビリプログラム実施」の取組割合が高かった。**13～15P**
- 不適切なケアを行わないための取組について尋ねたところ、「利用者の尊厳を重視したケアを学ぶ研修会の開催」次いで「多職種が連携して情報や目標を共有する会議の開催」の順に高かった。**18P**
- 前回調査以降、身体拘束が減少した事業所の主な理由としては「スタッフ間で議論、共通認識を持った」が最も高く、身体拘束が減少していない事業所の理由では「転倒・転落事故の防止」が最も高いが、取組後の事故の発生状況はむしろ「減少した」あるいは「変わらない」と回答した事業所の方が多い。**23～25P**
- 本人及び家族への説明について、回答事業所全体と身体拘束を実施している施設とを比較したところ、拘束実施施設では現場の責任者・スタッフが判断し、家族のみに説明している割合が高かった。また、身体拘束のリスクについての説明の状況は、身体拘束を実施する際の説明に比べて、家族のみに説明する割合が高かった。**28,29P**

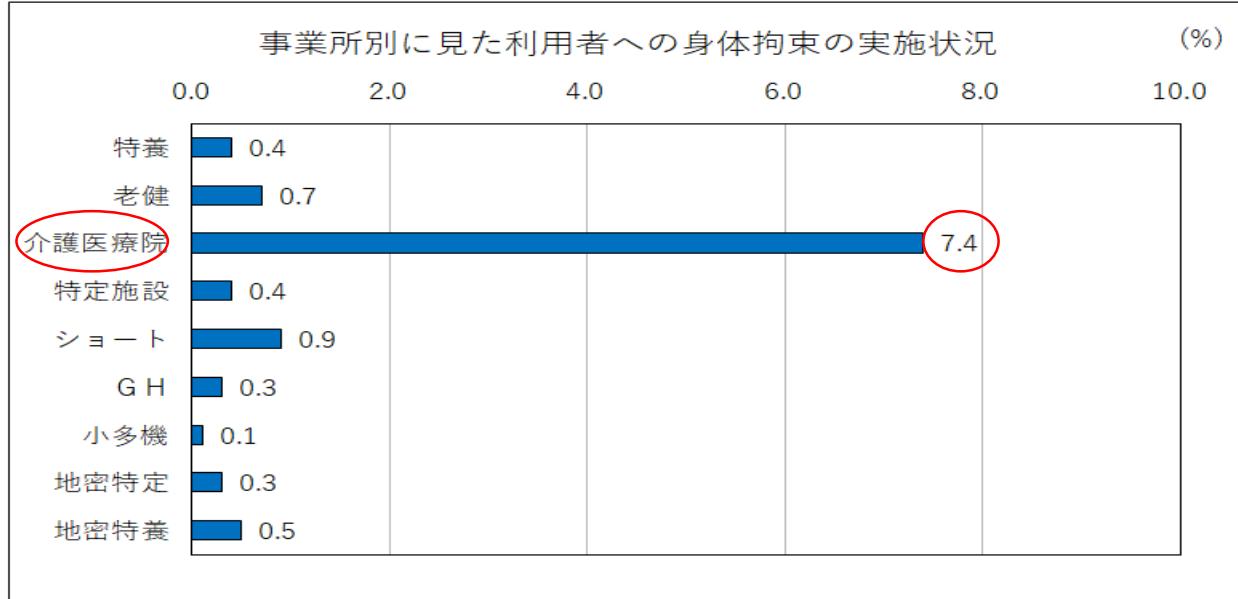
1 身体拘束の実施状況

- 回答のあった事業所の利用者40,919人のうち、322人（前回31,523人のうち、368人）に身体拘束が実施されていた。
- 利用者数に対する被拘束者数の割合（拘束率）は0.8%（前回1.2%）であった。



1 身体拘束の実施状況

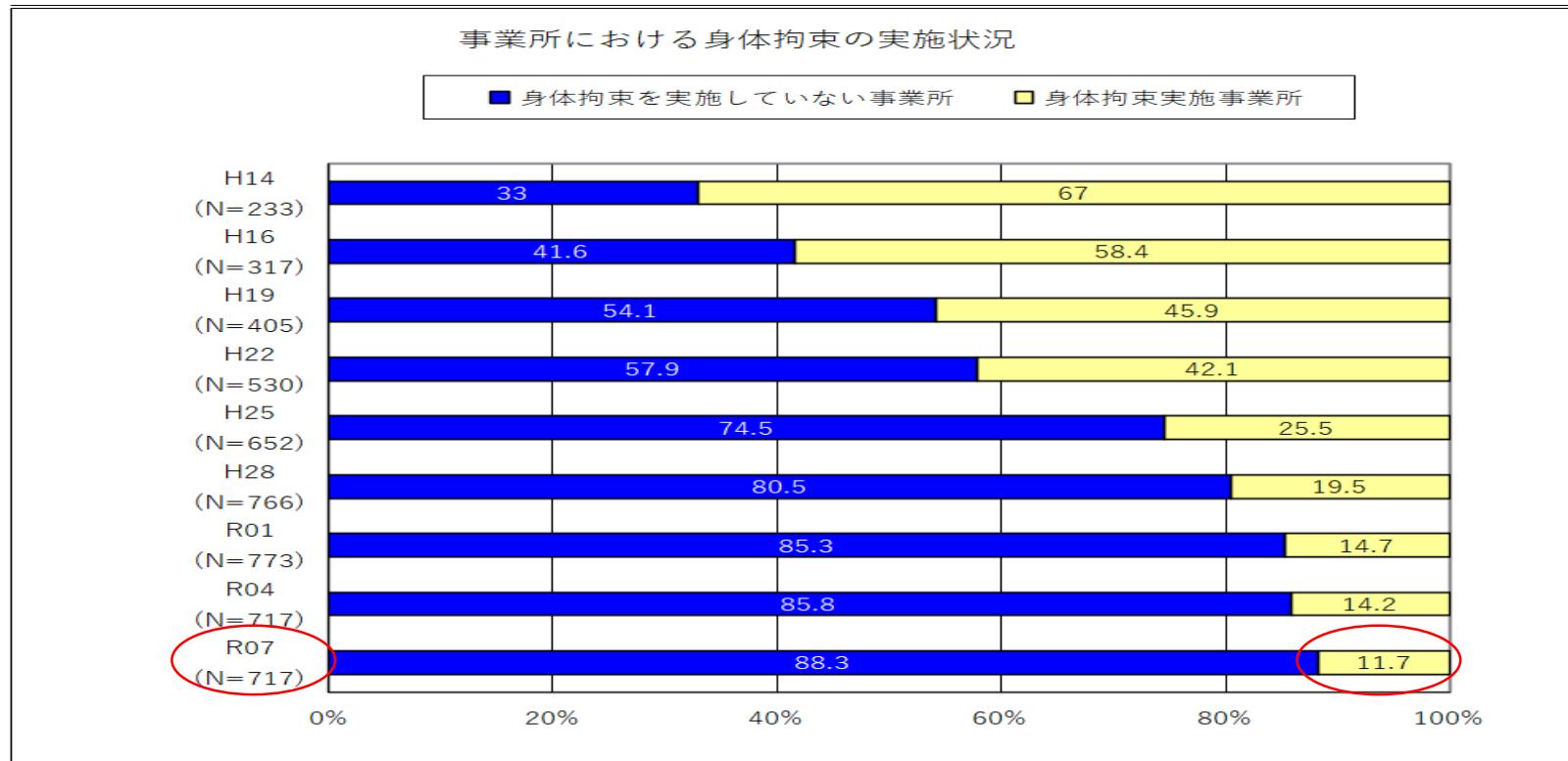
事業所別にみた利用者への身体拘束の実施状況は、介護医療院が7.4%と、最も高い結果となった。



	特養	老健	介護医療院	特定施設	ショート	G H	小多機	地密特定	地密特養	合計
利用者数	17,282	8,910	2,005	4,813	665	3,980	2,017	359	888	40,919
被拘束者数	65	66	149	18	6	11	2	1	4	322
拘束率	0.4	0.7	7.4	0.4	0.9	0.3	0.1	0.3	0.5	0.8
構成比	利用者	42.2%	21.8%	4.9%	11.8%	1.6%	9.7%	4.9%	0.9%	100.0%
	被拘束者	20.2%	20.5%	46.3%	5.6%	1.9%	3.4%	0.6%	0.3%	100.0%

1 身体拘束の実施状況

事業所における身体拘束の実施状況については、今回の調査で回答のあった717事業所（前回717事業所）のうち、何らかの身体拘束を実施している事業所は84事業所、11.7%（前回102事業所、14.2%）であり、平成14年の調査開始以降、その割合は減少傾向にある。



2 身体拘束として禁止されている具体的行為に対する意識と実態

- ・身体拘束の禁止規定に該当する具体的行為11項目に関する意識について尋ねたところ、「ミトン型手袋等」が「身体拘束にあたると思う」と回答した事業所が92.3%（前回92.1%）と、前回に引き続き最も意識が低い結果となった。
- ・具体的行為11項目のうち、実際に拘束が実施されている割合も、「ミトン型手袋等」（43.3%、前回42.1%）が最も多く、依然としてミトン型の手袋等による拘束が高い割合で実施されている。

(1)【意識】身体拘束にあたると思うと回答した割合（意識が低い順）

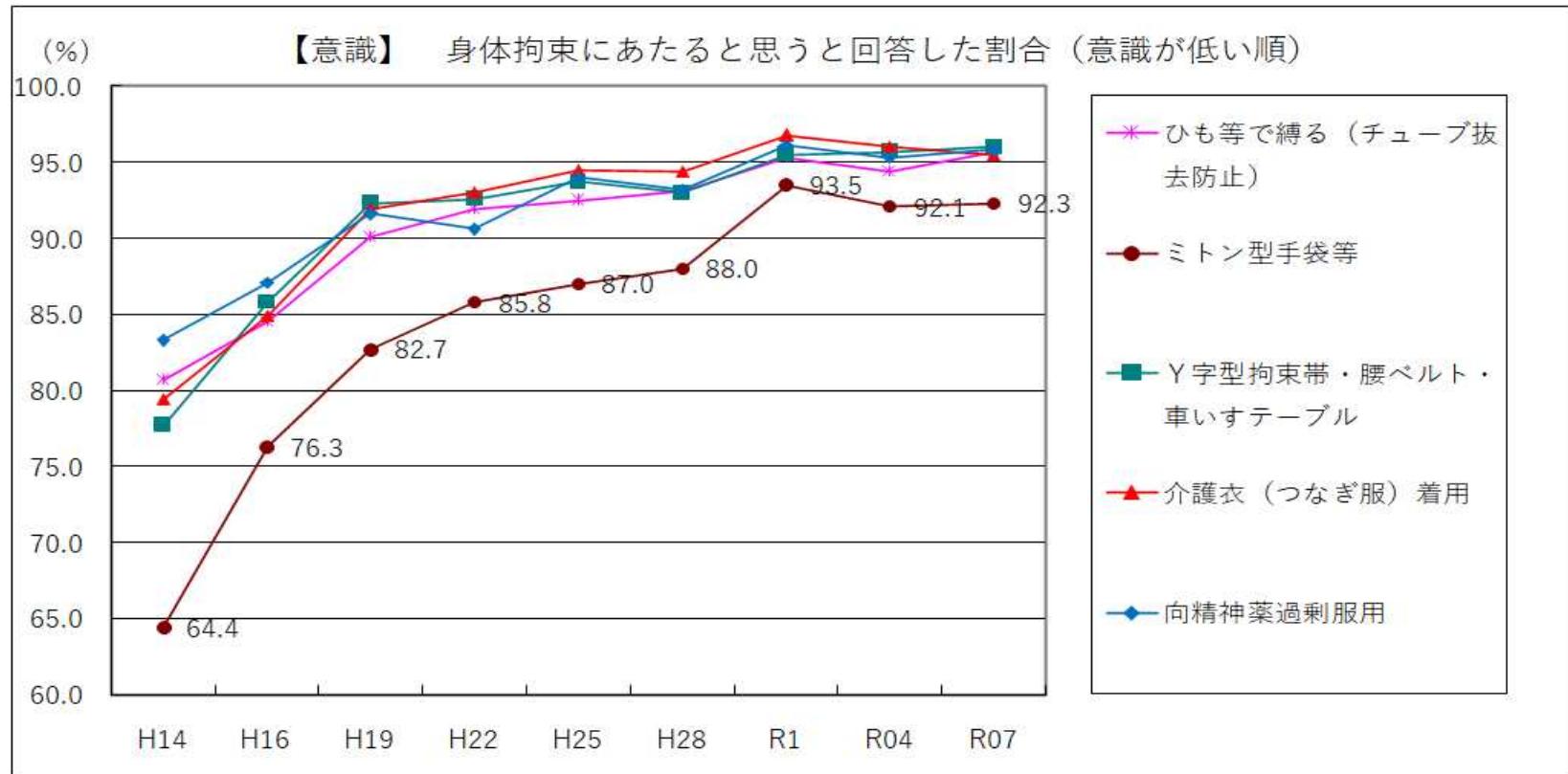
	H 25	H 28	R 1	R 4	R 7	増減
ミトン型手袋等	87.0%	88.0%	93.5%	92.1%	92.3%	0.2%
介護衣（つなぎ服）着用	94.5%	94.4%	96.8%	96.0%	95.5%	△0.5%
ひも等で縛る（チューブ抜去防止）	92.5%	93.1%	95.3%	94.4%	95.7%	1.3%
向精神薬過剰服用	94.0%	93.2%	96.1%	95.3%	95.8%	0.5%
Y字型拘束帯・腰ベルト・車いすテーブル	93.7%	93.0%	95.5%	95.7%	96.0%	0.3%

(2)【実態】行われている身体拘束の構成比（意識が低い順+実施率の高いもの）

	H 25	H 28	R 1	R 4	R 7	増減
ミトン型手袋等	27.9%	33.8%	43.1%	42.1%	43.3%	1.2%
介護衣（つなぎ服）着用	8.3%	6.6%	7.8%	8.7%	13.4%	4.7%
ひも等で縛る（チューブ抜去防止）	1.9%	1.0%	3.2%	2.2%	1.4%	△0.8%
向精神薬過剰服用	0.1%	0.2%	0.4%	0.5%	0.3%	△0.2%
Y字型拘束帯・腰ベルト・車いすテーブル	25.5%	22.4%	17.1%	16.5%	26.4%	9.9%
ベッド柵（サイドレール）	29.3%	28.6%	21.3%	21.5%	11.7%	△9.8%
ひも等で縛る（転落防止）	3.7%	3.2%	4.6%	1.9%	3.0%	1.1%

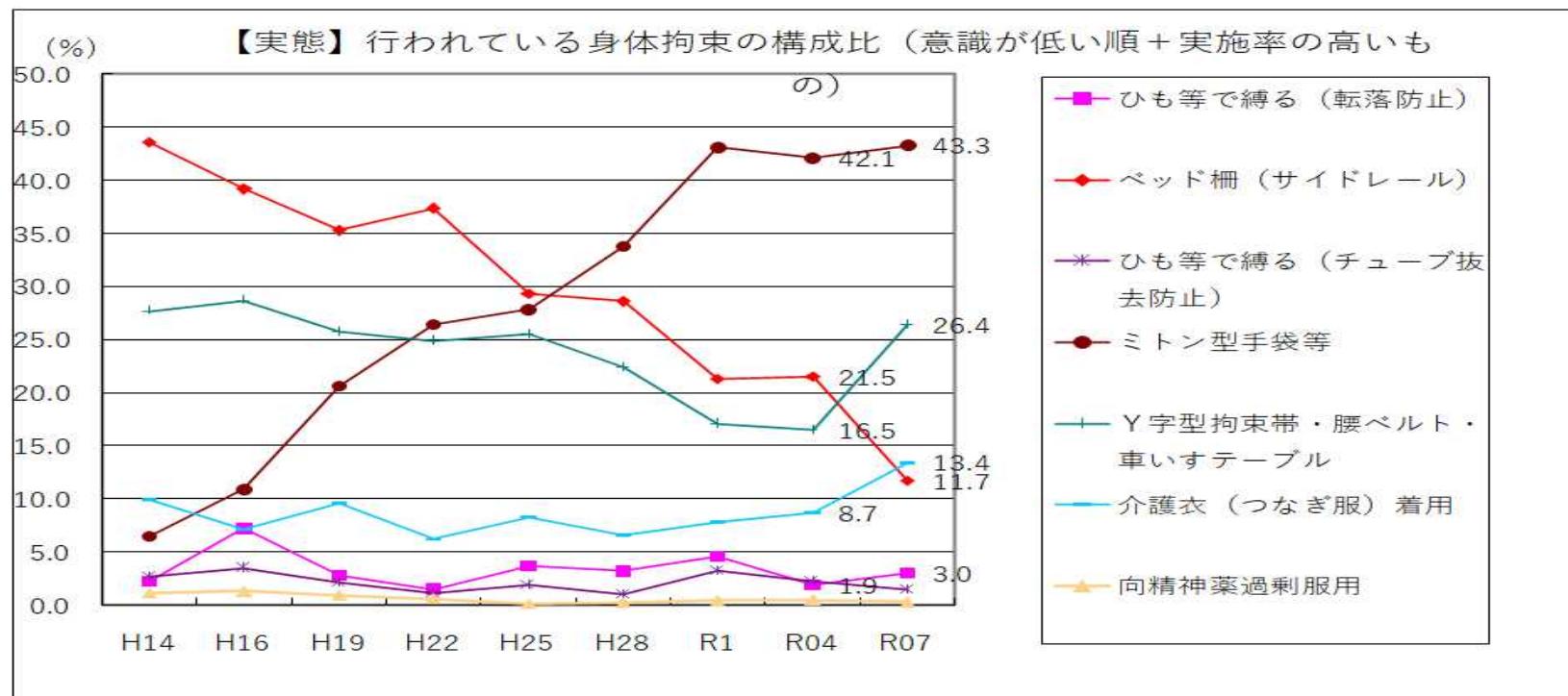
2 身体拘束として禁止されている具体的行為に対する意識と実態

身体拘束の禁止規定に該当する具体的行為11項目に関する意識について、過去調査との比較では「ミトン型手袋等」が一貫して最も低く、他の項目については95%程度で推移している。



2 身体拘束として禁止されている具体的行為に対する意識と実態

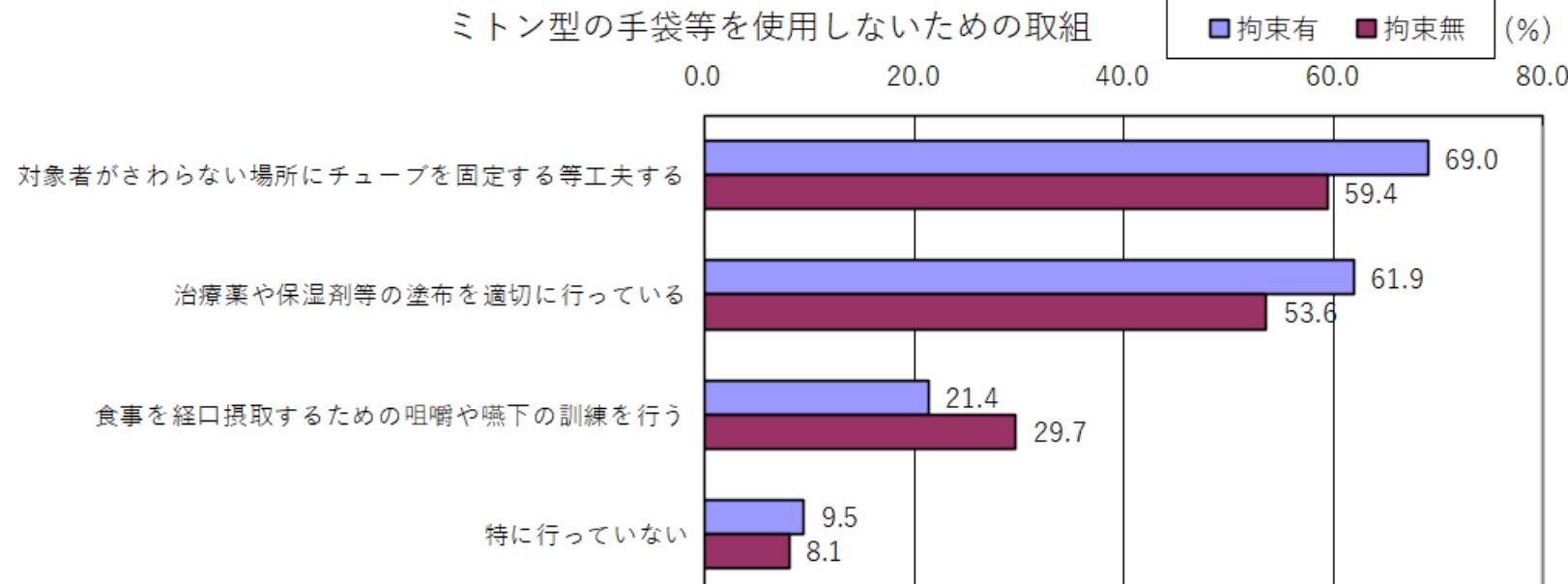
- ・具体的行為11項目のうち、実際に拘束が実施されている割合について、過去調査との比較では「ミトン型手袋等」(43.3%、前回42.1%)の割合が増加し、「ベッド柵（サイドレール）」(11.7%、前回21.5%)の割合が減少している。
- ・前回との比較では、「Y字型拘束帯・腰ベルト・車いすテーブル」(26.4%、前回16.5%)及び「介護衣（つなぎ服）着用」(13.4%、前回8.7%)の割合が増加している。



3 身体拘束解消に向けた取組

ミトン型の手袋等を使用しないための取組について、身体拘束を実施している（拘束有）事業者と実施していない（拘束無）事業者の回答を比較したところ、「対象者が触らない場所にチューブを固定する等工夫する」「治療薬や保湿剤等の塗布を適切に行っている」については、「拘束有」事業者が「拘束無」事業者の取組割合を上回り、「食事を経口摂取するための咀嚼や嚥下の訓練を行う」については、「拘束無」事業者が「拘束有」事業者の取組割合を上回った。

※選択肢は例示であり、県が特に推奨するものではありません。



※拘束有は身体拘束を実施する事業者 (N=84) 、拘束無は身体拘束を実施していない事業者 (N=633)

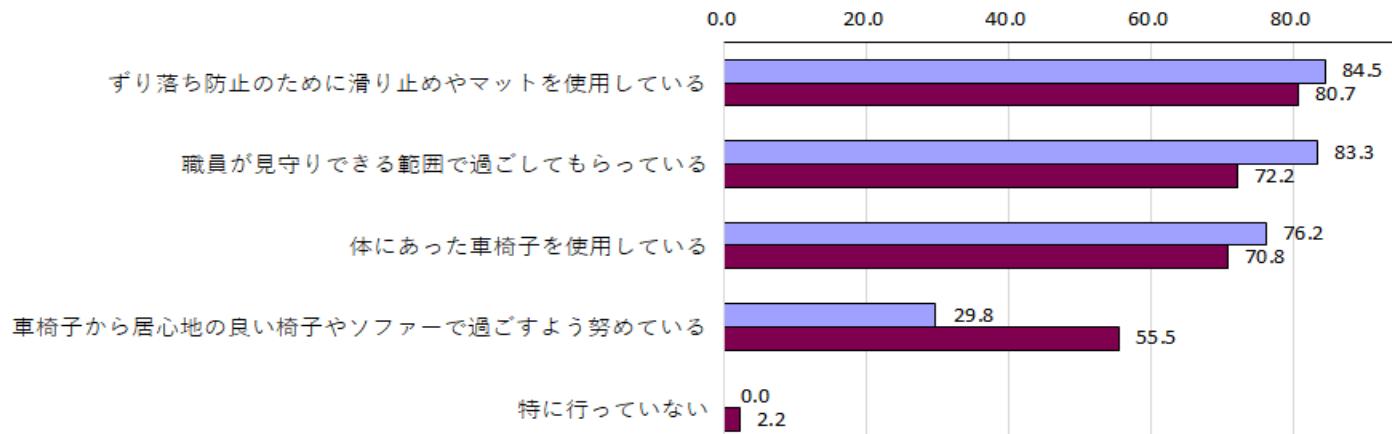
3 身体拘束解消に向けた取組

Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルを使用しないための取組について、身体拘束を実施している（拘束有）事業者と実施していない（拘束無）事業者の回答を比較したところ、「ずり落ち防止のために滑り止めやマットを使用している」、「職員が見守りできる範囲で過ごしてもらっている」、「体にあった車椅子を使用している」については、「拘束有」事業者が「拘束無」事業者の取組割合を上回り、「車椅子から居心地の良い椅子やソファーで過ごすよう努めている」については、「拘束無」事業者が「拘束有」事業者の取組割合を大きく上回った。※選択肢は例示であり、県が特に推奨するものではありません。

Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルを使用しないための取組

拘束有
拘束無

(%)



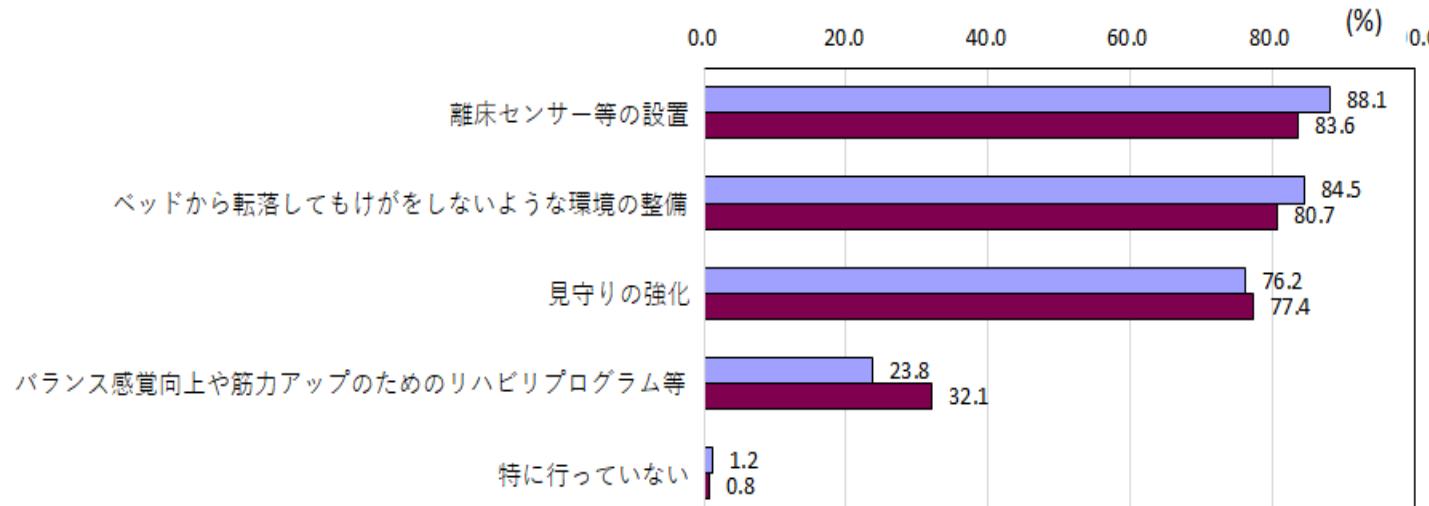
※拘束有は身体拘束を実施する事業者 (N=84) 、拘束無は身体拘束を実施していない事業者 (N=633)

3 身体拘束解消に向けた取組

ベッド柵を使用しないための取組について、身体拘束を実施している（拘束有）事業者と実施していない（拘束無）事業者の回答を比較したところ、「離床センサー等の設置」、「ベッドから転落してもけがをしないような環境の整備」については、「拘束有」事業者が「拘束無」事業者の取組割合を上回り、「見守りの強化」「バランス感覚向上や筋力アップのためのリハビリプログラム等」については、「拘束無」事業者が「拘束有」事業者の取組割合を上回った。※選択肢は例示であり、県が特に推奨するものではありません。

ベッドを柵（サイドレール）や壁で囲む行為をしないための取組

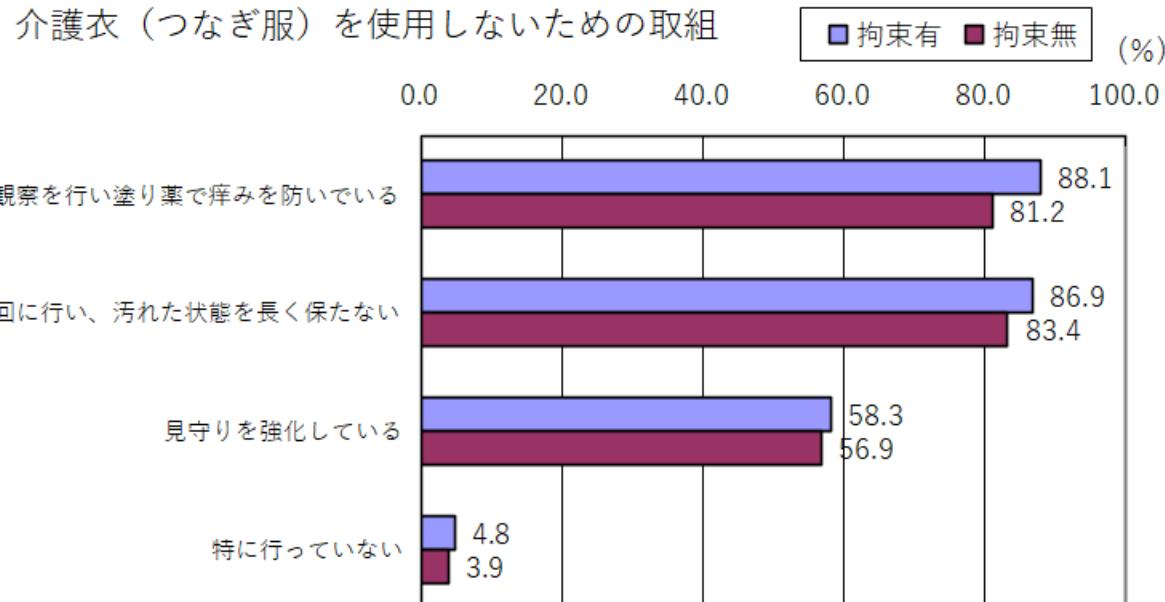
■拘束有 ■拘束無



※拘束有は身体拘束を実施する事業者（N=84）、拘束無は身体拘束を実施していない事業者（N=633）

3 身体拘束解消に向けた取組

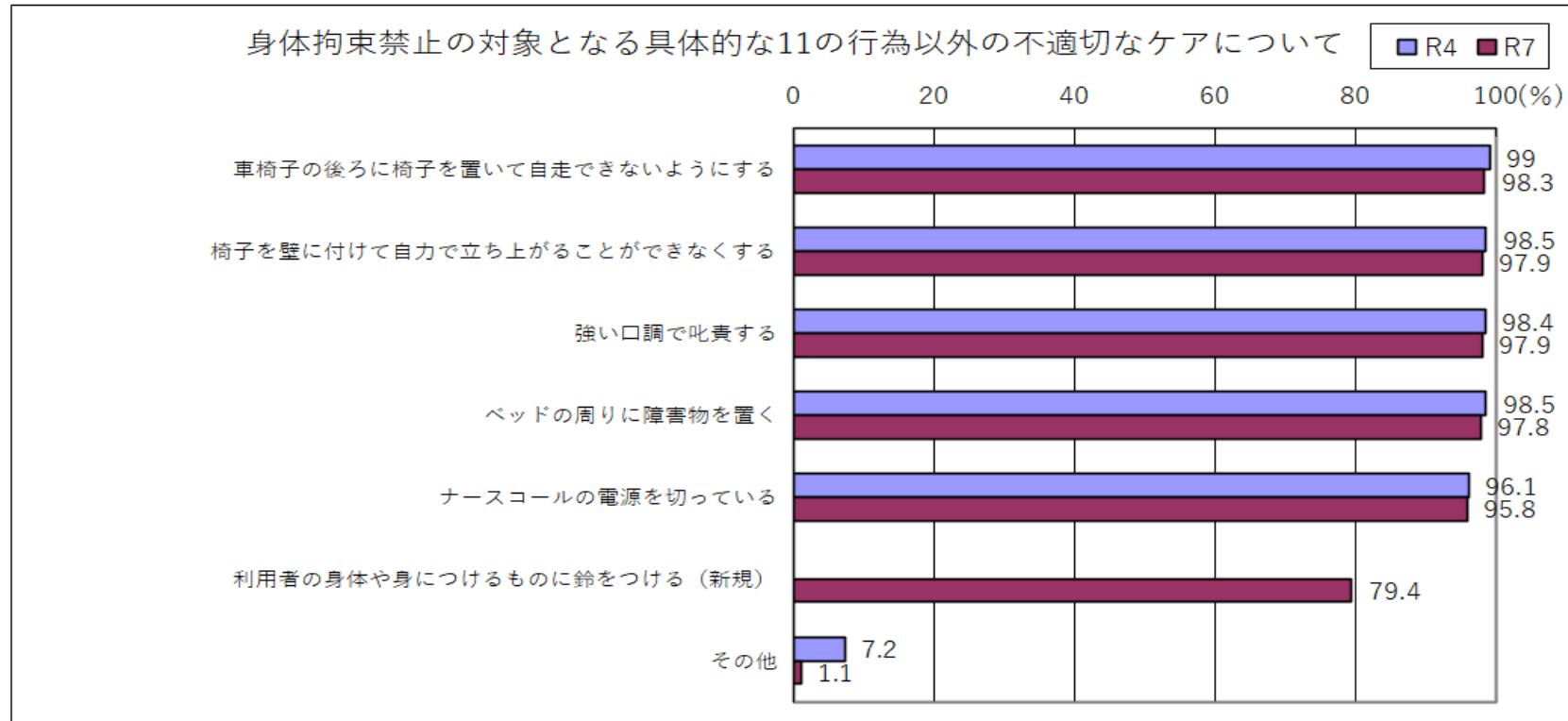
介護衣（つなぎ服）を着せないための取組について、身体拘束を実施している（拘束有）事業者と実施していない（拘束無）事業者の回答を比較したところ、「皮膚観察を行い塗り薬で痒みを防いでいる」「排泄状態のチェックを頻回に行い、汚れた状態を長く保たない」「見守りを強化している」の順に多く、いずれの項目においても「拘束有」事業者が「拘束無」事業者の取組割合を上回った。※選択肢は例示であり、県が特に推奨するものではありません。



※拘束有は身体拘束を実施する事業者（N=84）、拘束無は身体拘束を実施していない事業者（N=633）

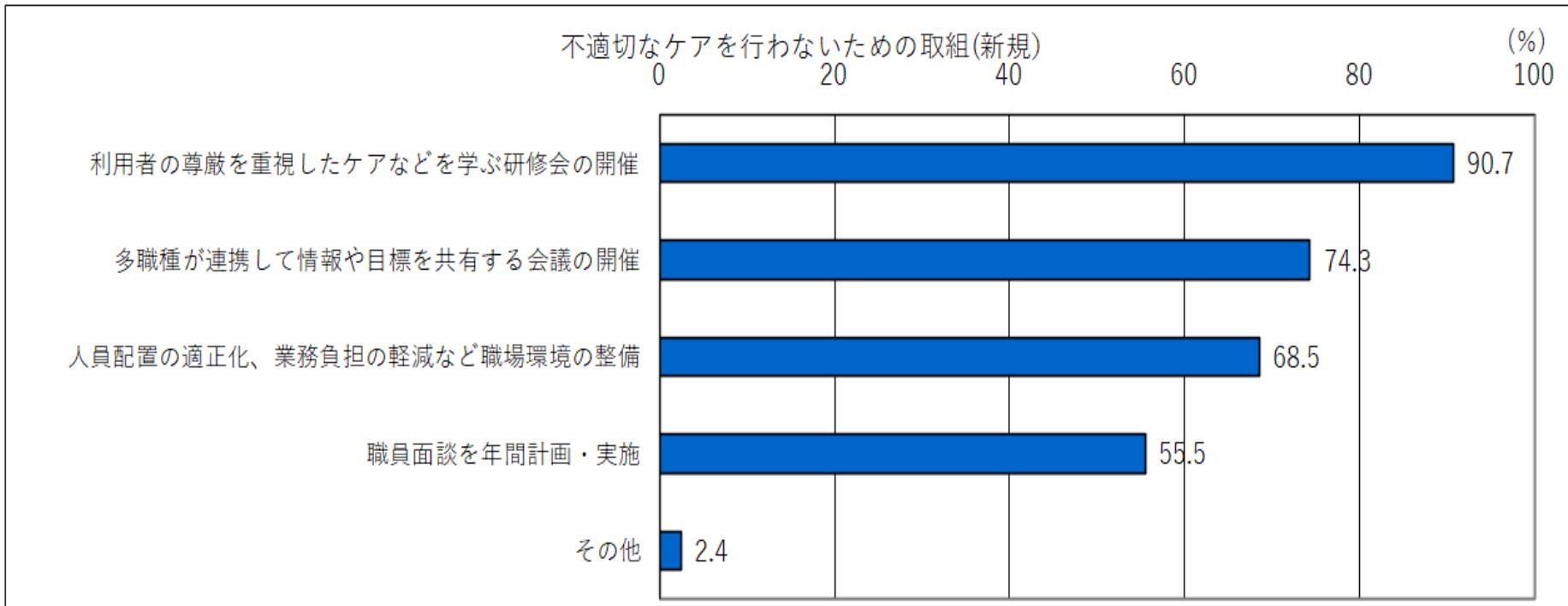
4 身体拘束禁止の対象となる11の行為以外の不適切なケアについて

- ・身体拘束禁止の対象となる具体的な11の行為以外の不適切なケアについて、身体拘束にあたるか意識を尋ねたところ、前回調査と同じ5つの行為についてはいずれも9割以上の事業所が身体拘束にあたると回答している。
- ・今回調査で新たに設けた「利用者の体に鈴をつける」については、79.4%であった。



4 身体拘束禁止の対象となる11の行為以外の不適切なケアについて

- 不適切なケアを行わないための取組について尋ねたところ、「利用者の尊厳を重視したケアなどを学ぶ研修会の開催」が90.7%と最も高く、次いで「多職種が連携して情報等を共有する会議の開催」が74.3%、「人員配置の適正化、業務負担の軽減など職場環境の整備」が68.5%の順であった。



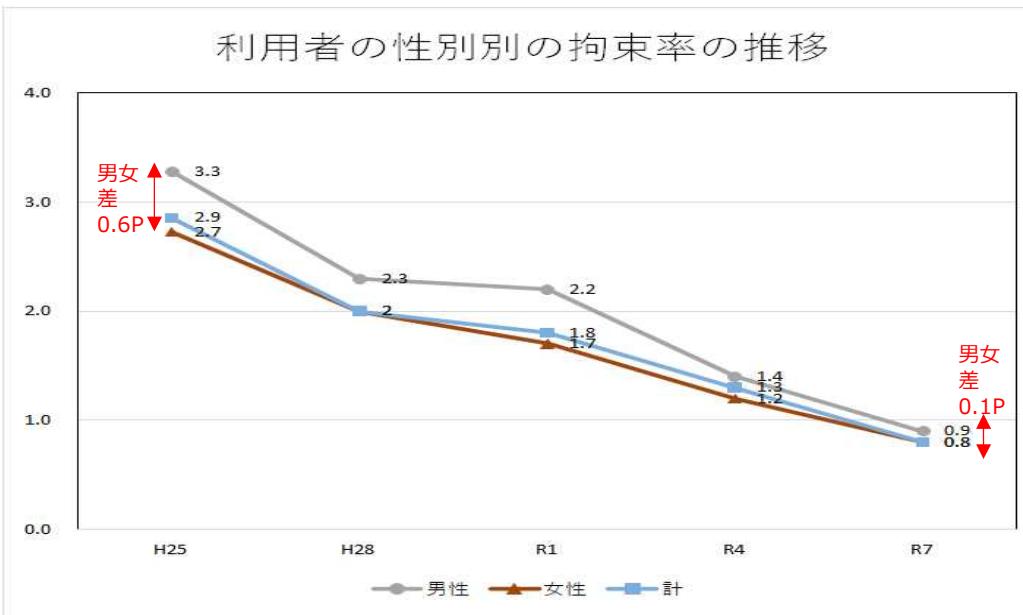
5 利用者の状況と身体拘束の実施状況

- 利用者の性別の構成は、男性利用者が24.9%、女性利用者が75.1%である。
- 被拘束者の性別の構成は、男性利用者が28.0%、女性利用者が72.0%であるが、拘束率は男性が0.9%（前回1.4%）、女性が0.8%（前回1.2%）と、前回同様、男性の方が高い結果となっている。
- 利用者の性別ごとの拘束率の推移を見ると、男性の拘束率が女性の拘束率を上回る状況は続いているが、その差は縮小傾向にある。（H25 0.6ポイント→R7 0.1ポイント）

性別にみる身体拘束の状況

	男性		女性		計	
	R4	R7	R4	R7	R4	R7
利用者数	6,309	10,187	19,790	30,732	26,099	40,919
被拘束者数	87	90	243	232	330	322
拘束率	1.4%	0.9%	1.2%	0.8%	1.3%	0.8%
構成比(利用者数)	24.2%	24.9%	75.8%	75.1%	100.0%	100.0%
構成比(被拘束者数)	26.4%	28.0%	73.6%	72.0%	100.0%	100.0%

利用者の性別別の拘束率の推移



5 利用者の状況と身体拘束の実施状況

- ・被拘束者の状況別にみる身体拘束の状況は、医療状況別にみると「経管栄養」(112人)が最も多く、排泄状況別にみると「おむつ」(209人)が最も多い。また、要介護度別にみると「要介護4」(113人)が最も多く、認知症程度別にみるとランク「IV（常に介護を必要とする）」(108人)が最も多くなっている。
- ・概ね、前回と同じ傾向を示しているが、認知症程度別では、ランクⅢのうち「Ⅲ a（日中を中心にⅢの状態）」の人数が減少(103人→45人)した一方、「Ⅲ b（夜間を中心にⅢの状態）」の人数が増加(57人→74人)した。

被拘束者の医療状況

	点滴	経管栄養	中心静脈栄養	気管切開	カテーテル	酸素吸入	その他	なし	計
R4被拘束者数	2	153	2	2	10	3	3	63	238
R7被拘束者数	1	112	0	1	21	5	0	105	245

被拘束者の排泄状況

	自分でトイレ	トイレ誘導	ポータブルトイレ	尿瓶	おむつ	カテーテル	その他	計
R4被拘束者数	8	78	0	0	203	13	1	303
R7被拘束者数	8	58	1	0	209	23	0	299

被拘束者の要介護度別の状況

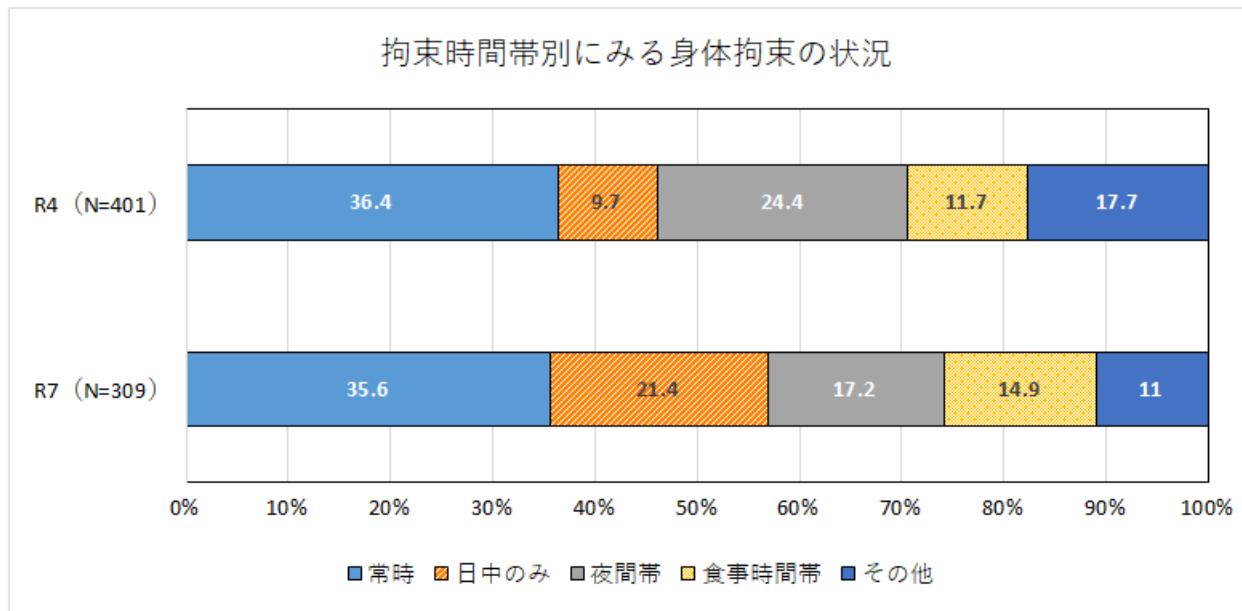
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
R4被拘束者数	0	0	6	21	56	158	134	375
R7被拘束者数	0	1	6	16	64	113	96	296

被拘束者の認知症程度（日常生活自立度）の状況

	自立	I	II a	II b	III a	III b	IV	M	計
R4被拘束者数	6	2	8	24	103	57	138	42	380
R7被拘束者数	0	1	12	23	45	74	108	35	298

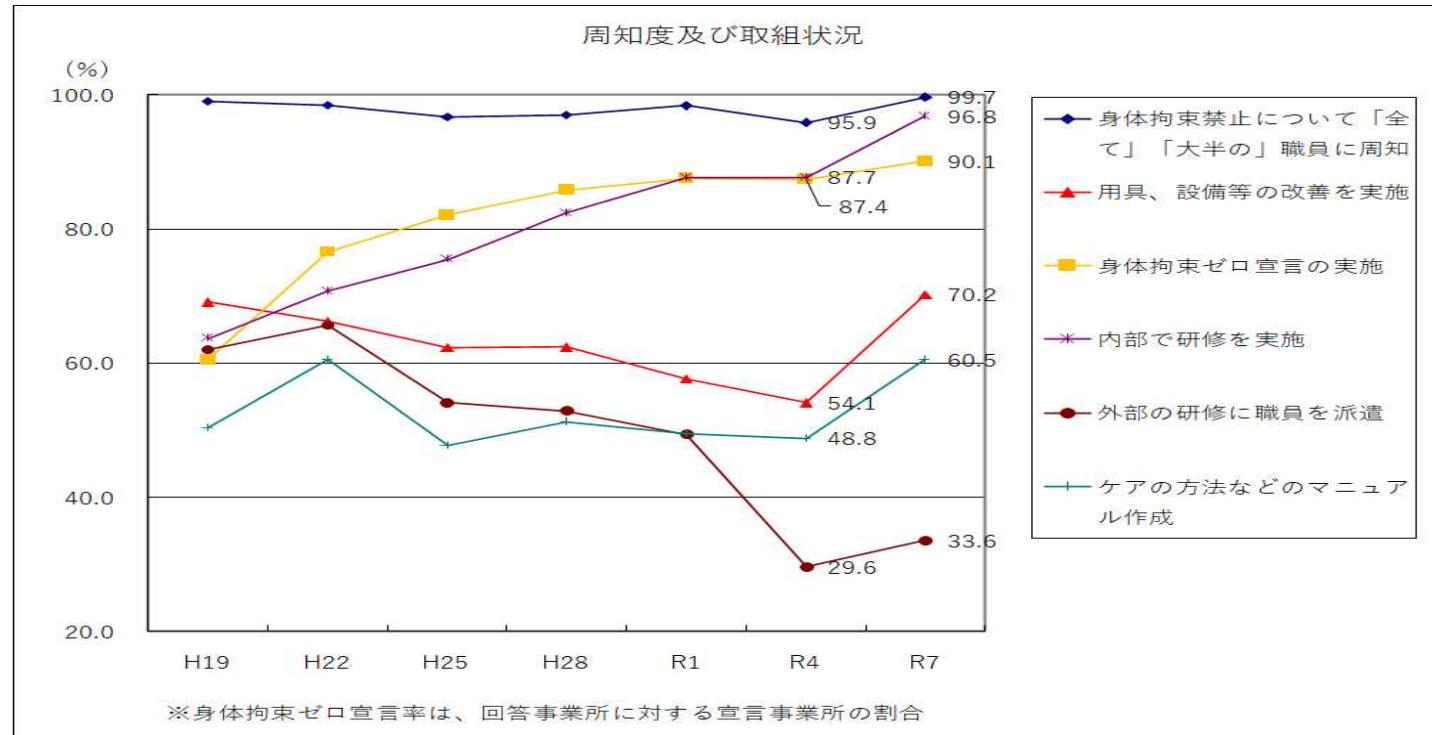
5 利用者の状況と身体拘束の実施状況

拘束時間帯別にみる身体拘束の状況は、前回同様、「常時」（35.6%、前回36.4%）の割合が最も高い。前回との比較では、「夜間帯」（17.2%、前回24.4%）及び「その他」（11.0%、前回17.7%）の割合が減少し、「日中のみ」（21.4%、前回9.7%）及び「食事時間帯」（14.9%、前回11.7%）の割合が増加している。



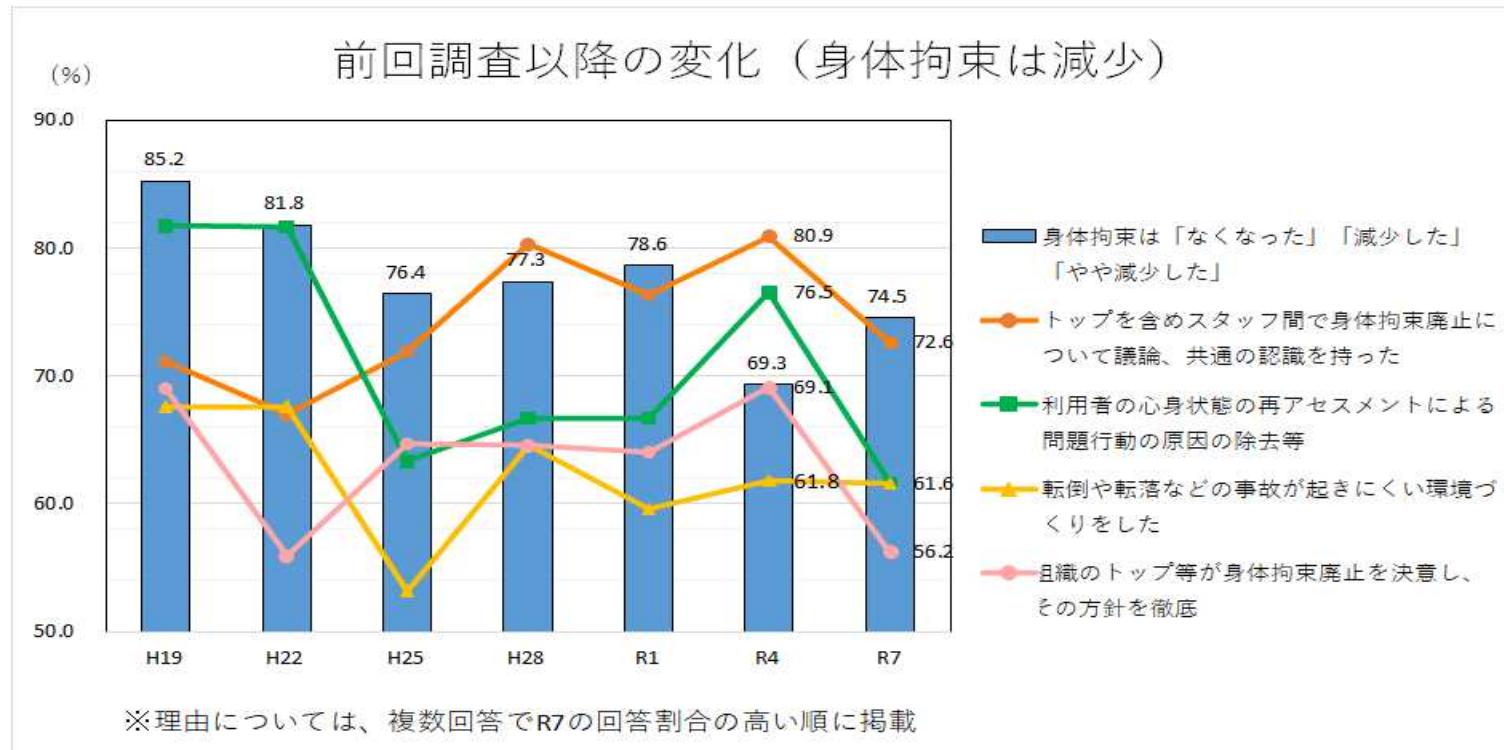
6 身体拘束の周知度、取組状況

- ・身体拘束禁止規定の周知度については、「全ての職員に周知」「大半の職員が知っている」を合わせて全事業所の99.7%（前回95.9%）と、ほぼ全ての職員に周知されている。
- ・身体拘束廃止の取組としては、「内部研修の実施」（96.8%、前回87.7%）「身体拘束ゼロ宣言の実施」（90.1%、前回87.4%）「用具等の改善」（70.2%、前回54.1%）「マニュアルの作成」（60.5%、前回48.8%）の順となっている。



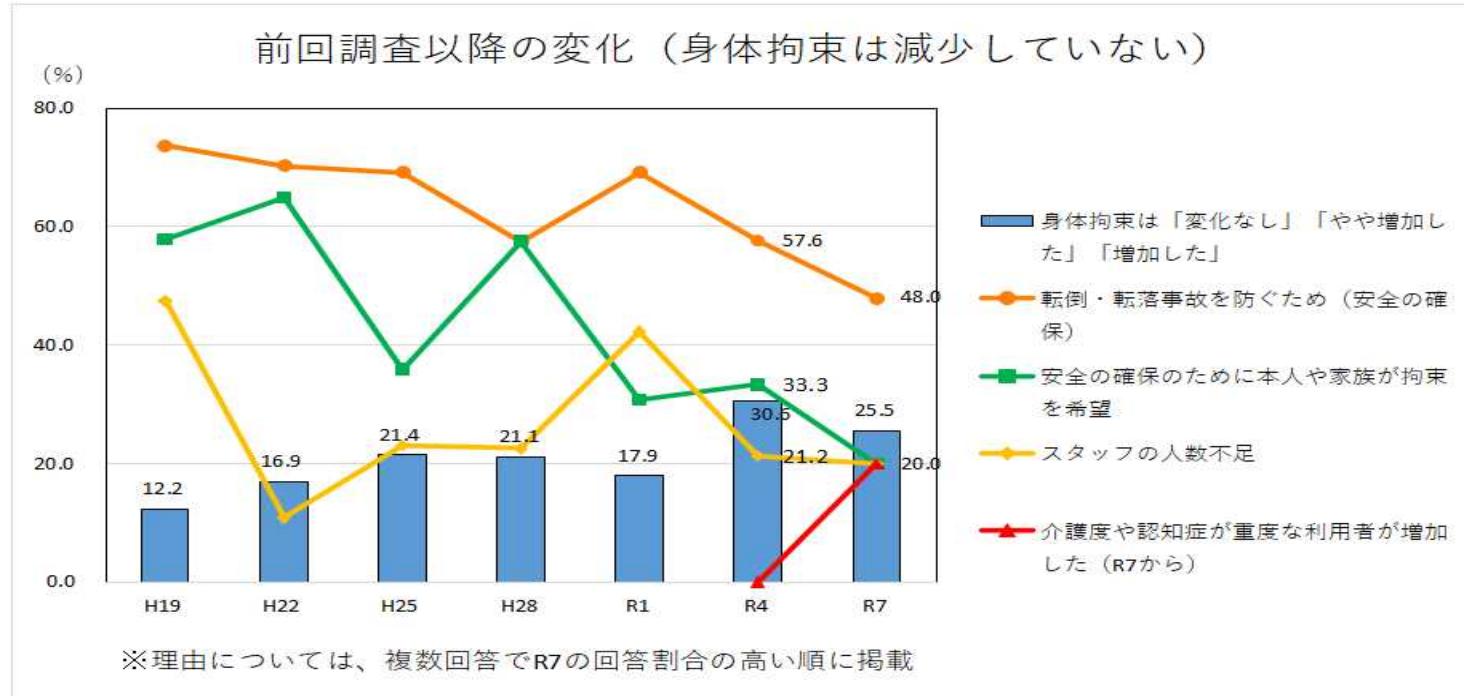
7 前回調査以降の変化

前回調査時に身体拘束を行っていた事業所のうち、「拘束はなくなった」「減少した」「やや減少した」が合わせて74.5%（前回69.3%）であった。理由としては「スタッフ間で議論、共通認識を持った」（72.6%、前回80.9%）「利用者の再アセスメント」（61.6%、前回76.5%）「事故が起きにくい環境づくり」（61.6%、前回61.8%）の順となっている。



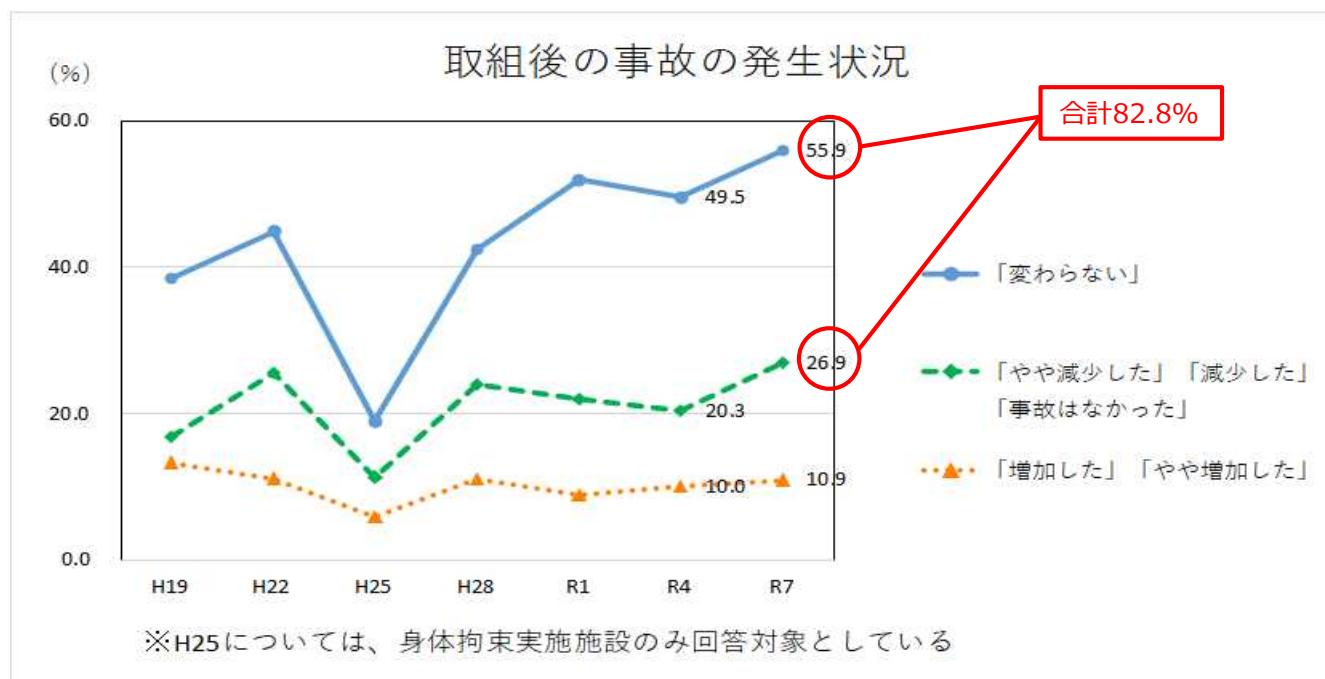
7 前回調査以降の変化

- ・前回調査時に身体拘束を行っていた事業所のうち、「変化なし」「やや増加した」「増加した」が合わせて25.5%（前回30.5%）であった。
- ・理由としては、前回同様、「転倒・転落事故を防ぐため（安全の確保）」（48.0%、前回57.6%）が最も多く、「本人や家族が拘束を希望」（20.0%、前回33.3%）「スタッフの人数不足」（20.0%、前回21.2%）「介護度や認知症が重度な利用者の増加」（20.0%、今回追加項目）が同率となっている。



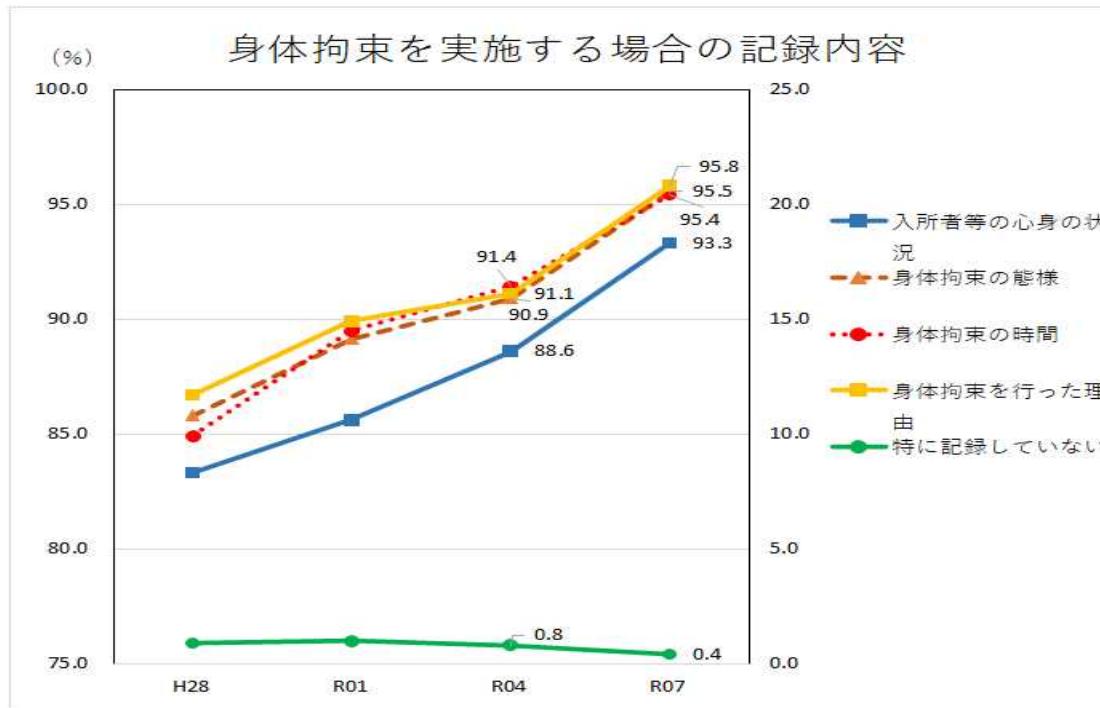
8 取組と事故の発生について

- ・身体拘束廃止の取組の前後を比較して、介護に係る事故の発生状況がどのように変化したかについては、「変わらない」が55.9%（前回49.5%）と最も多く、「やや減少した」「減少した」「事故はなかった」の合計は26.9%（前回20.3%）であった。一方、「増加した」「やや増加した」の合計は10.9%（前回10.0%）であった。
- ・身体拘束の廃止が事故の増加につながるとは一概には言えず、むしろ身体拘束廃止のための取組が、事故の未然防止につながっている傾向がうかがえる。



9 身体拘束の手続き

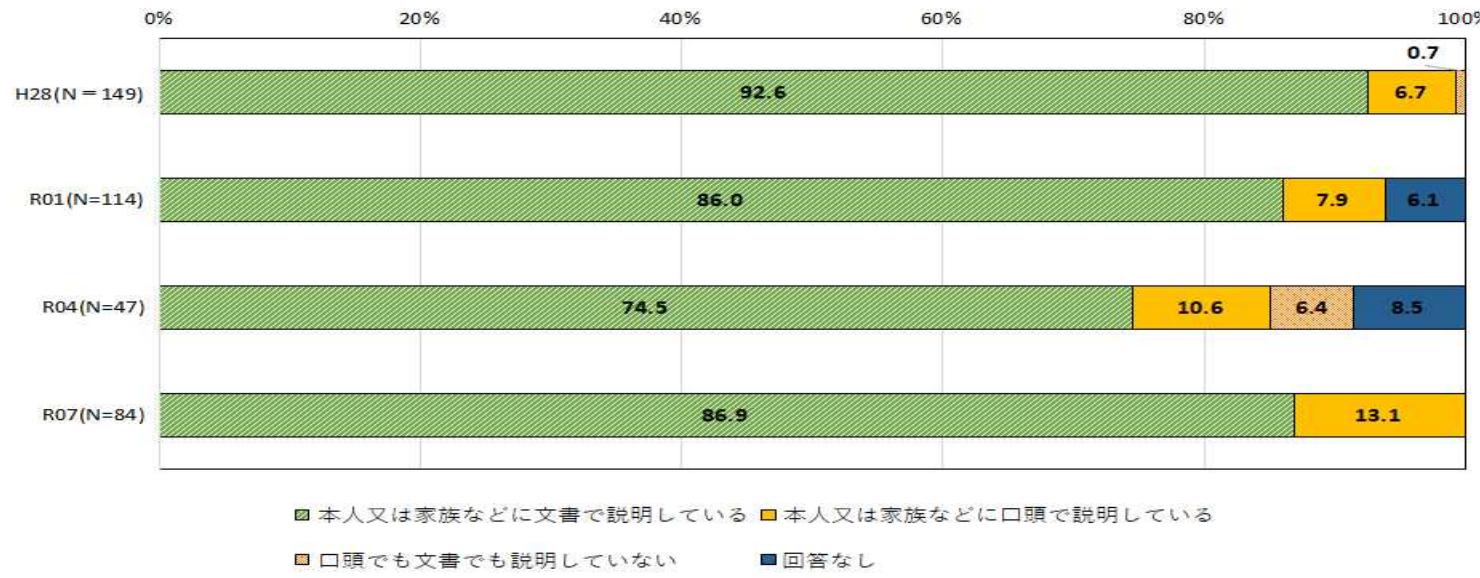
- ・緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合には、その態様、時間、利用者の心身の状況、理由を記録することが義務付けられているが、「特に記録していない」が0.4%（前回0.8%）であった。
- ・記録が義務付けられている項目において、「入所者の心身の状況」（93.3%、前回88.6%）、「身体拘束の時間」（95.4%、前回91.4%）、「身体拘束の態様」（95.5%、90.9%）の順で低く、一定の改善は図られているものの、完全には徹底されていない。



9 身体拘束の手続き

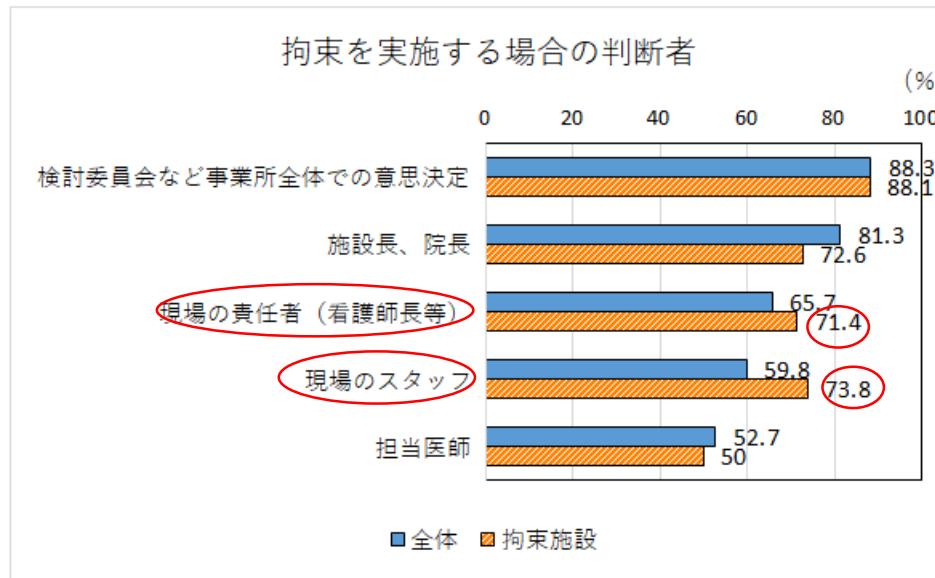
身体拘束を実施する際には、記録を整備するとともに、家族等への説明を必要としている。本人及び家族への説明の状況について、身体拘束を実施している施設のみを集計したところ、「本人又は家族などに文書で説明」(86.9%)「本人又は家族などに口頭で説明」(13.1%)「口頭でも文書でも説明していない」が0%と、手続上の認識はかなり浸透してきている。

本人及び家族への説明の状況（拘束実施施設）



9 身体拘束の手続き

- ・身体拘束を実施する場合の判断者については、「検討委員会など事業所全体での意思決定」（88.3%、拘束施設88.1%）、次いで「施設長、院長」（全体81.3%、拘束施設72.6%）の順となっており、身体拘束の実施において、検討委員会などによる事業所全体としての判断は、一部の事業所において徹底されていない。
- ・身体拘束を実施している施設では、「現場の責任者（看護師長等）」（全体65.7%、拘束施設71.4%）や「現場のスタッフ」（全体59.8%、拘束施設73.8%）が判断する割合が高くみられた。

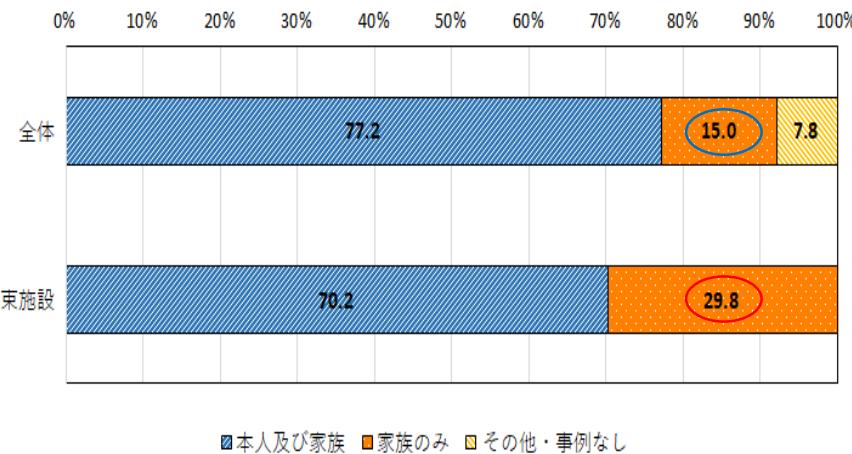


※拘束施設は、身体拘束を実施している施設に対する回答率

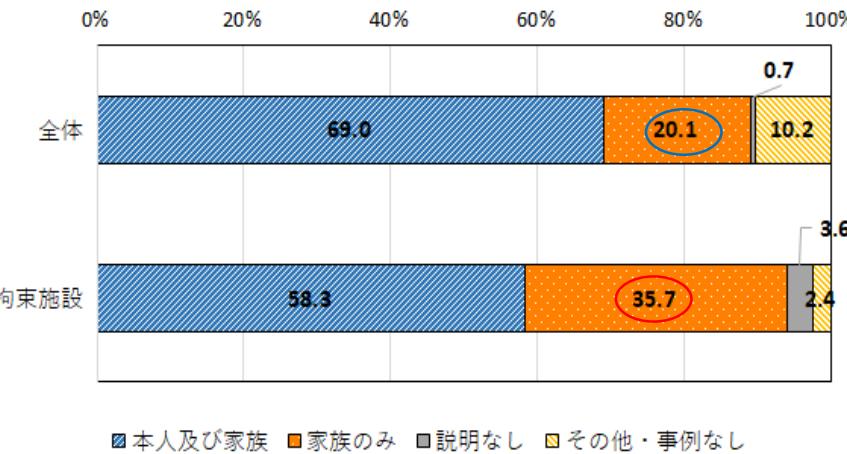
9 身体拘束の手続き

- ・身体拘束を実施する際の本人及び家族への説明の状況を尋ねたところ、「本人及び家族」（全体77.2%、拘束施設70.2%）、「家族のみ」（全体15.0%、拘束施設29.8%）、「説明なし」（全体、拘束施設とも0%）であった。
- ・身体拘束がもたらすリスク（身体機能の低下や精神的苦痛）についての説明の状況を尋ねたところ、「本人及び家族」（全体69.0%、拘束施設58.3%）、「家族のみ」（全体20.1%、拘束施設35.7%）、「説明なし」（全体0.7%、拘束施設3.6%）であった。
- ・拘束施設と全体との比較では、拘束施設は身体拘束を実施する際の説明、身体拘束のリスクの説明ともに「家族のみ」に説明する割合が高い。また、身体拘束を実施する際の説明と身体拘束のリスクの説明との比較では、全体、拘束施設ともに「家族のみ」に説明する割合が高い。

本人及び家族への説明の状況（新規）



身体拘束のリスクについての説明（新規）



※拘束施設は、身体拘束を実施している施設に対する回答率

10 身体拘束廃止のために有効だった介護の工夫例

1. 見守りと機械・センサーの活用

離床センサー（マット型、赤外線型）、眠りスキャン、見守りセンサー付きベッド等の導入で転倒や徘徊を事前に察知し、拘束不要の環境を構築。

2. 環境・家具の工夫

ベッドを超低床型や布団に変更し、転倒時の怪我を軽減。

3. 職員の意識・体制づくり

定期的な研修・勉強会、カンファレンス、アンケートで知識と認識を共有。

4. 利用者の尊厳・個別対応

利用者の生活歴・趣味・興味を把握し、個別ケアや活動を提供する。

認知症マフ・ぬいぐるみ・スponジなど、手持ちアイテムで安心感や気分転換を図る。

5. 身体拘束に該当する道具・言葉の撤廃・代替

スピーチロック（言葉による拘束）の廃止に向けて代替語の掲示、職員教育を徹底。

6. 利用者の行動理由の理解・対応

なぜその行動があるのか（立ち上がり、オムツ外し等）を職員で考察し、原因解消に努める。

排泄援助や更衣のタイミング調整で不快感を予防し、行動自体を減少。

7. その他

業務内容、職員配置の見直しや職員の精神面への配慮。

【総括】

身体拘束廃止に向けては、機器導入・環境整備・職員教育・個別ケア・家族連携・不適切ケアの見直しなど多方面からの工夫が有効であり、特に利用者視点に立った対応や職員の意識改革が重要とされている。

11 自由意見の要約

1. 身体拘束ゼロへの取り組みと現状

多くの施設が「身体拘束ゼロ宣言」を掲げ、尊厳を守る介護の実現に取り組んでいる。

身体拘束廃止により、利用者の自由やストレス軽減を重視した環境づくりが進められている。

家族への理解・協力を得るための説明や勉強会も重要視されている。

2. 現場の課題と悩み

職員不足や人員体制の不十分さが、事故防止・見守りの限界、職員の負担増につながっている。

認知症利用者の転倒やオムツいじりなど、身体拘束を用いずに対応する難しさが現場の大きな課題。

事故や怪我の報告・改善策の要求が現場の負担感につながっている。

3. 施設・職員の意識

スピーチロック（言葉による抑制）などの不適切ケア撲滅に継続的に取り組んでいる。

事故件数・報告件数の多さは、真面目に取り組む施設の証であるとする意見も。

4. 行政・制度への要望

法的に職員数を増やすこと、介護への予算増加を求める声。

施設と医療現場の認識の違い、行政からの改善要求への不満もみられる。

5. その他

施設環境改善にコスト面の課題あり。

職員のモチベーション維持や、介護職への社会的評価向上の必要性。

【総括】

身体拘束ゼロの理念は浸透しつつあり、現場では利用者の尊厳を守る介護が重視されているが、職員不足や認知症ケアの困難、事故対応、行政との認識の違いなど多くの課題が存在する。制度的支援や家族・地域との連携強化、職員教育やケアの質向上が今後も求められる。

2 利用者家族への意識調査

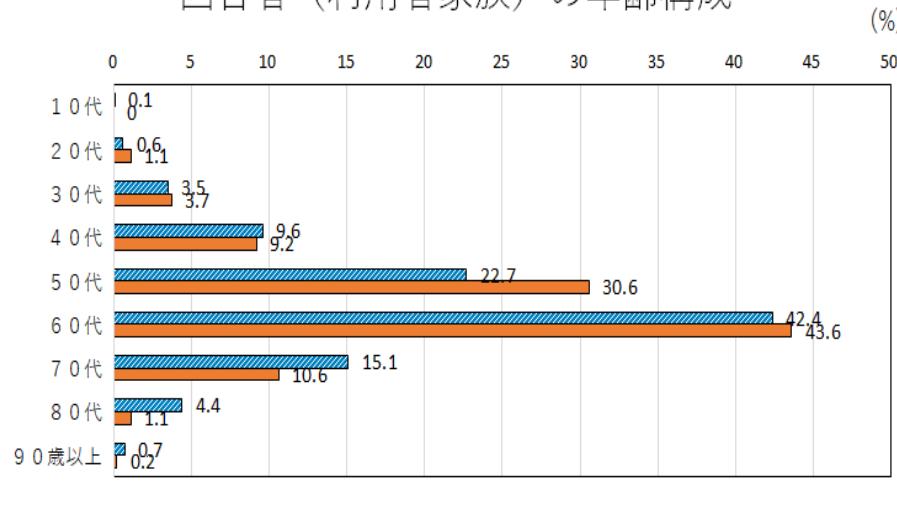
利用者家族調査 結果要旨

- ・回答者（利用者家族）の内訳は、「60代」「50代」が7割超を占める。前回との比較では、「70代」が減少し、「50代」が大きく増加した。また、利用者との続柄では、「子供・子供の配偶者」「父母」「孫・孫の配偶者」が多く、前回との比較では、「配偶者」が減少した。**35P**
- ・利用者の状況では、女性が8割弱、「90歳以上」「80代」の順に多く、3年未満の利用者が7割超となっている。**36,37P**
- ・前回同様、利用者家族の8割以上が身体拘束の意味を理解していると回答している。**38P**
- ・しかし、禁止されている具体的な行為について聞くと、「ミトン型手袋等」について、半数近くの方が「身体拘束にあたると思わない」と回答しており、必ずしも具体的な拘束の手段を理解しているとは言えない。また、調査開始以降、禁止されている具体的な行為を身体拘束にあたると思わない割合は減少傾向にあったが、今回、増加に転じている。**41P**
- ・身体拘束が原則禁止であることについては、9割が知っており、半数以上がその意義を肯定的に捉えている。しかし、一方で、家族などへの説明が適正に行われれば、状況によっては、拘束はやむを得ないという認識に立っている。**38,39P**
- ・身体拘束を実施する場合の利用者及び家族への説明については、前回調査よりも文書又は口頭で説明している割合は高くなっているが、「口頭でも文書でも説明はなかった」との回答もあり、依然として家族への説明等が介護現場では必ずしも徹底されていない。**42P**
- ・身体拘束のリスクについての説明の状況は、身体拘束を実施する際の説明に比べて、文書よりも口頭で説明する割合が高くみられた。**42P**

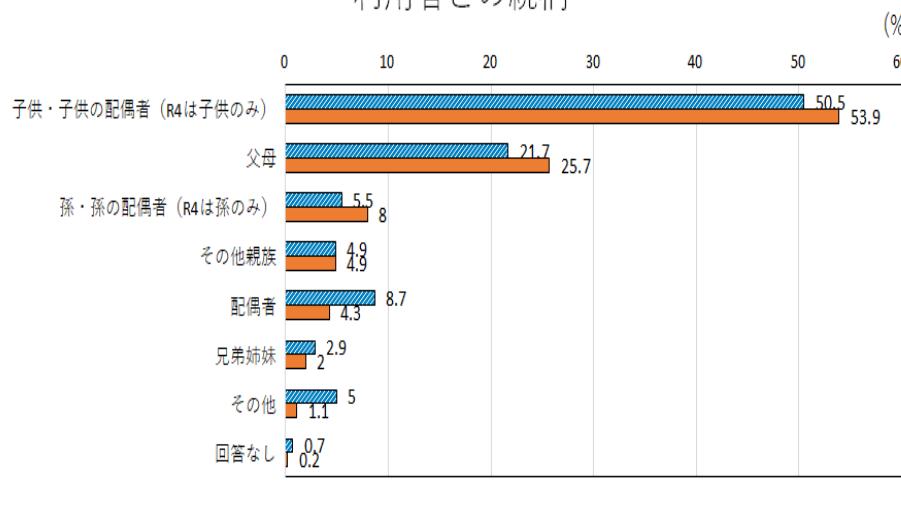
1 利用者の状況

- 回答者（利用者家族）の内訳は、「60代」が43.6%（前回42.4%）、次いで「50代」が30.6%（前回22.7%）と多く、合わせて全体の7割超を占める。前回との比較では、「70代」（10.6%、前回15.1%）が減少し、「50代」が大きく増加している。
- 利用者との続柄では、「子供・子供の配偶者」が53.9%（前回50.5%）と最も多く、次いで「父母」25.7%（前回21.7%）「孫・孫の配偶者」8.0%（前回5.5%）となっている。前回との比較では、「配偶者」（4.3%、前回8.7%）が減少し、「子供・子供の配偶者」「父母」「孫・孫の配偶者」が増加している。

回答者（利用者家族）の年齢構成

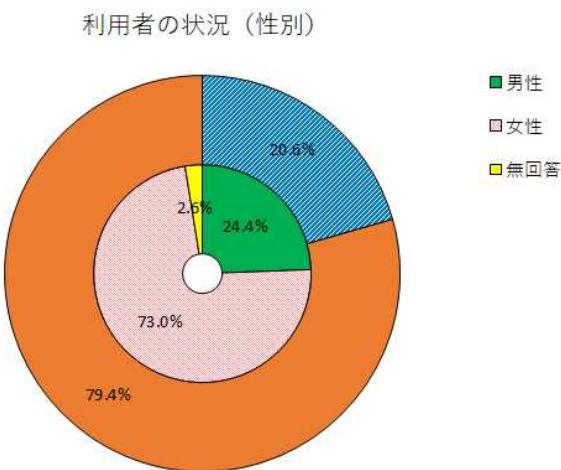


利用者との続柄

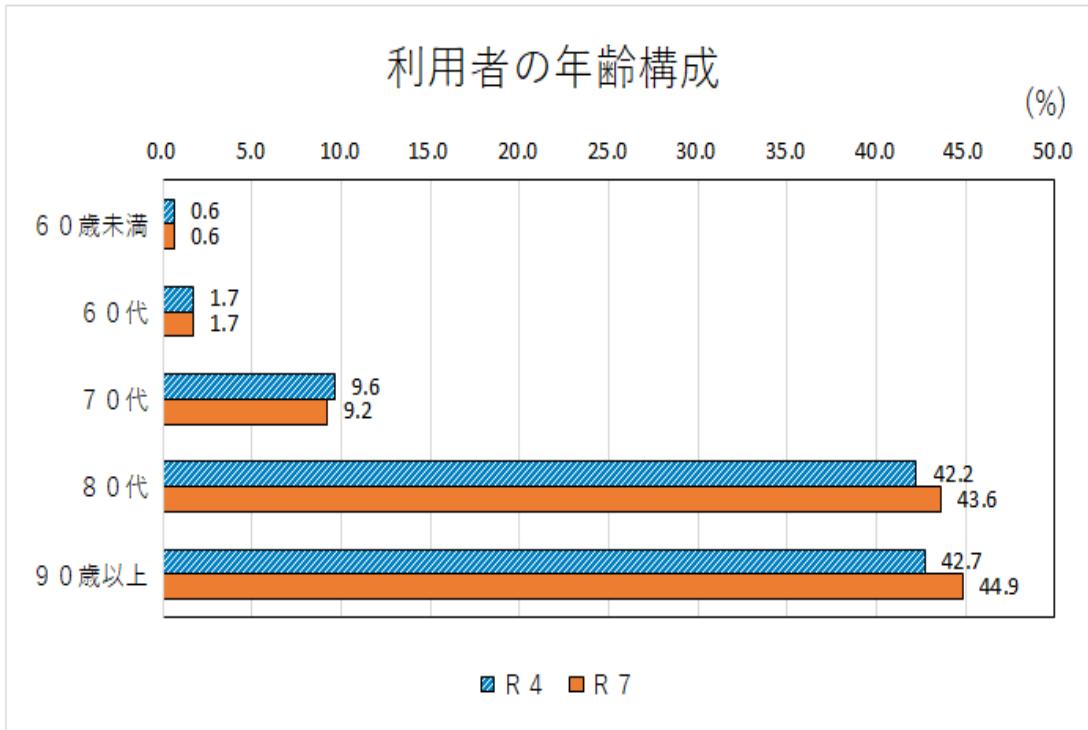


1 利用者の状況

- ・利用者の性別は、「男性」が20.6%（前回24.4%）、「女性」が79.4%（前回73.0%）であった。
- ・利用者の年齢別では、「90歳以上」が44.9%（前回42.7%）、「80代」が43.6%（前回42.2%）の順に多かった。

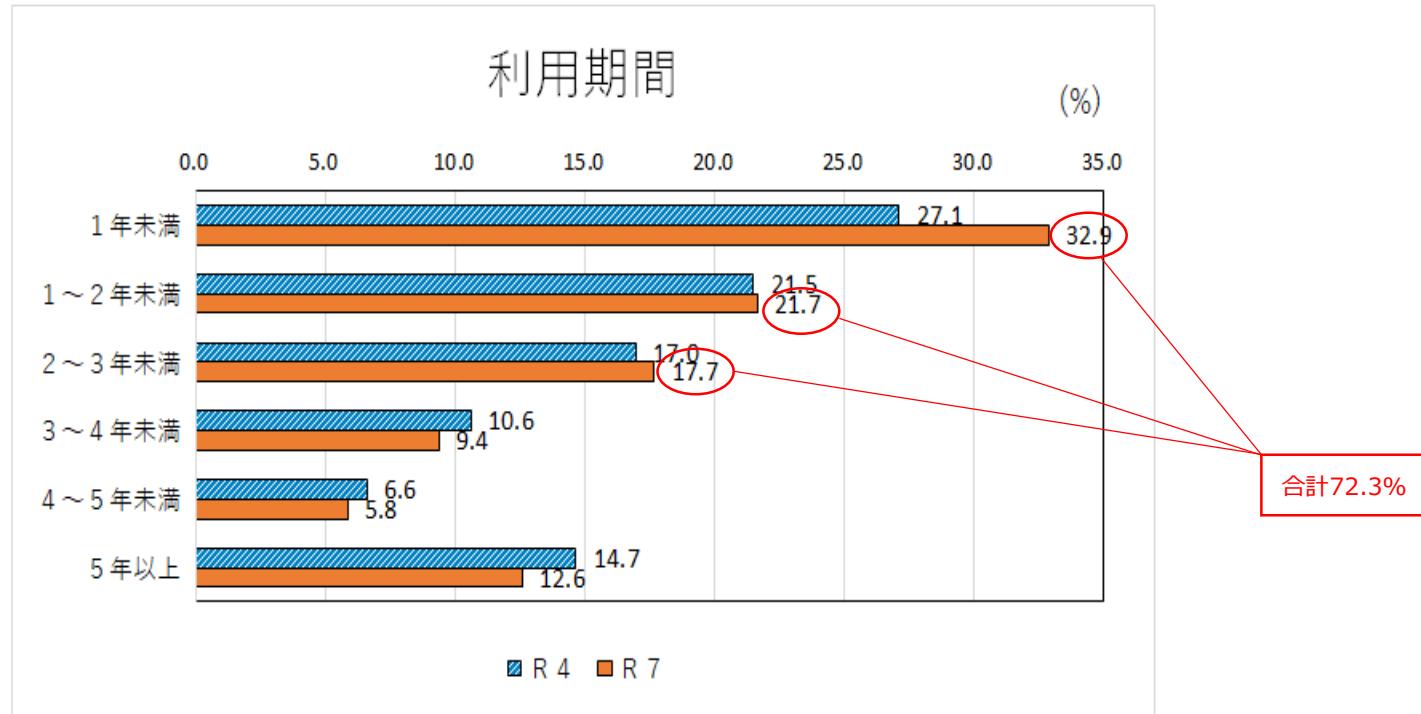


・外側はR7 (N=651)、内側はR4 (N=819) の割合



1 利用者の状況

- 施設の利用期間については、「1年未満」が32.9%（前回27.1%）、「1～2年未満」が21.7%（前回21.5%）、「2～3年未満」が17.7%（前回17.0%）、「5年以上」が12.6%（前回14.7%）の順に多かった。
- 3年未満の利用者は合わせると72.3%を占め、5年以上の長期利用も1割以上となっている。

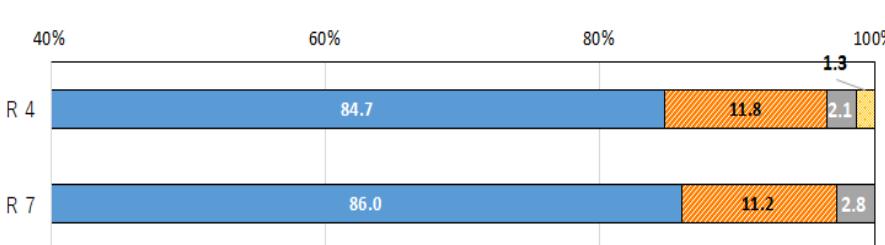


2 身体拘束に関する認識度

・「身体拘束」という言葉を「聞いたことがあり、意味も分かる」という回答は、86.0%（前回84.7%）であり、「初めて聞いた」は2.8%（前回2.1%）であった。

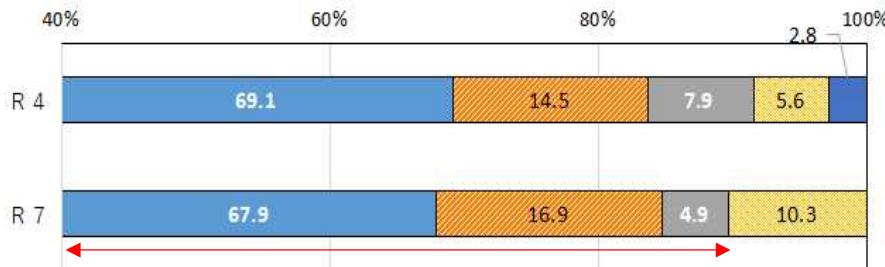
・介護保険施設等における身体拘束の原則禁止については、「施設等から説明を受けて、知っている」（67.9%、前回69.1%）「その他の方法で、知っている」（16.9%、前回14.5%）「新聞等を見て、知っている」（4.9%、前回7.9%）であり、合わせると89.7%（前回91.5%）であった。

身体拘束の認識度



- 聞いたことがあり、意味も分かる
- 聞いたことがあるが、意味がよく分からぬ
- 初めて聞いた
- 無回答

身体拘束の原則禁止についての理解度



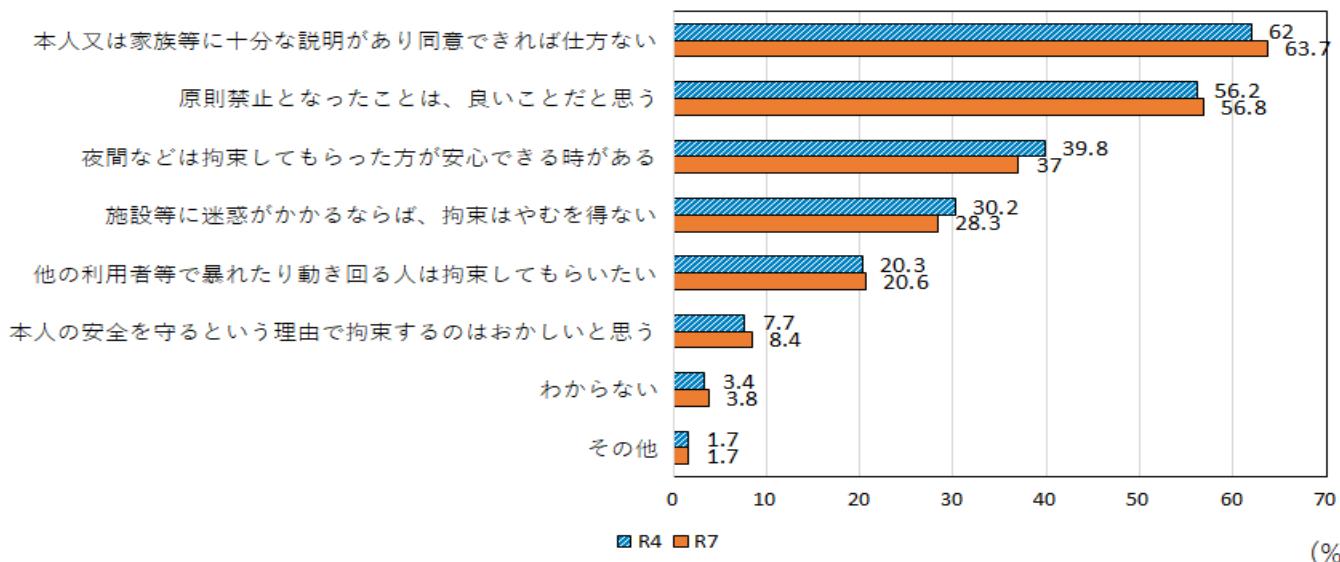
合計89.7%

- 施設等から説明を受けて、知っている
- 新聞、ポスター等以外の方法で、知っている
- 新聞、ポスター等を見て、知っている
- 初めて聞いた
- 無回答

2 身体拘束に関する認識度

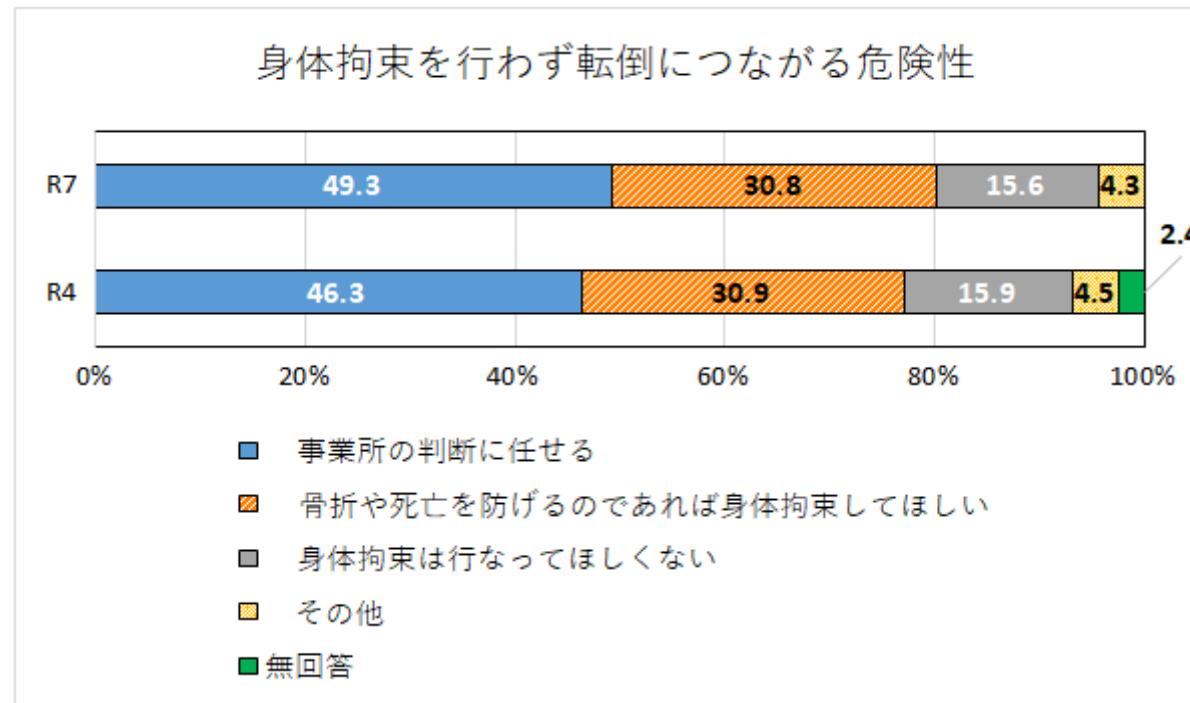
- ・身体拘束が原則禁止となっていることについては、「本人・家族等に十分な説明があり同意できれば仕方ない」（63.7%、前回62.0%）、「原則禁止となったことは、良いことだと思う」（56.8%、前回56.2%）という回答が多いことから、身体拘束が原則禁止であることは理解しているが、説明等が適正に行われればやむを得ないという認識に立っていることが推察される。
- ・一方、「本人の安全を守るという理由で拘束するのはおかしいと思う」は8.4%（前回7.7%）に留まっている。

身体拘束原則禁止に対する考え方



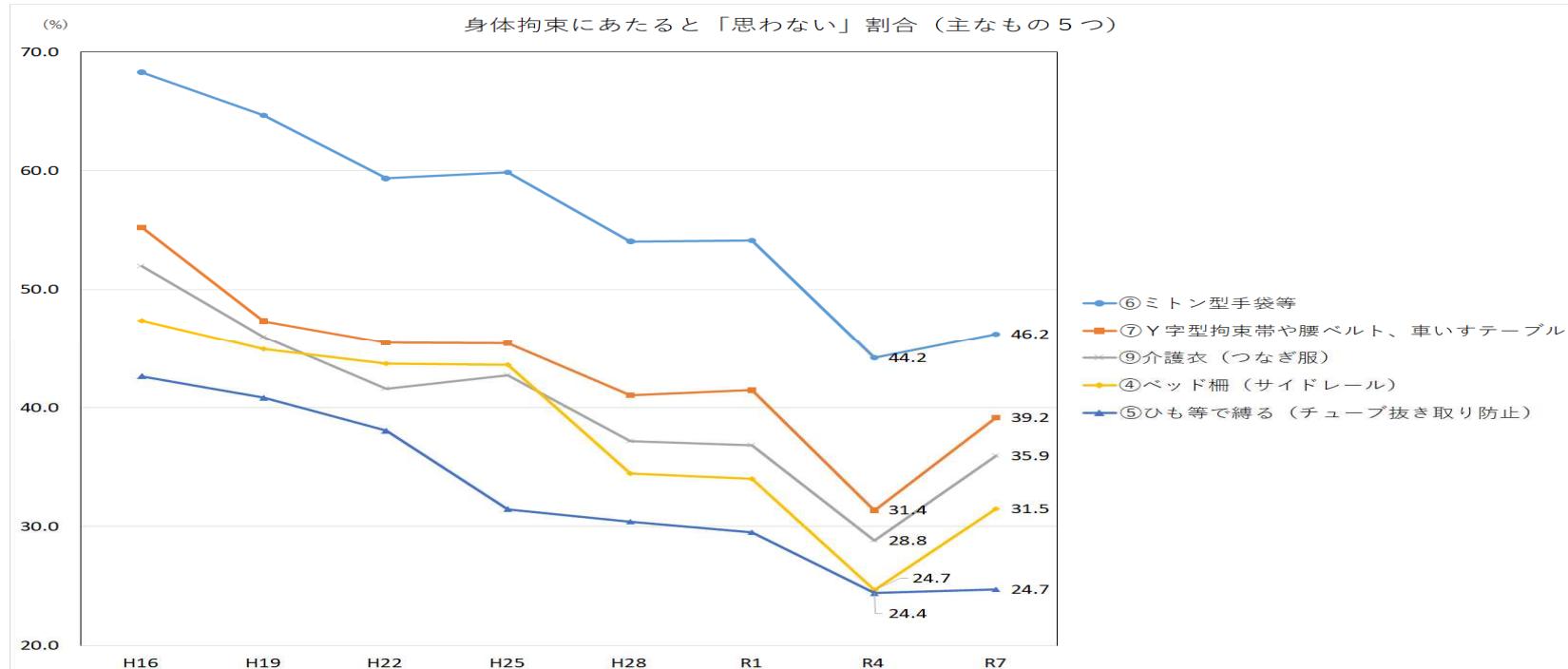
2 身体拘束に関する認識度

身体拘束を行わず転倒による骨折等につながる危険性については、「事業所の判断に任せる」という回答が46.3%（前回49.3%）と最も多く、「骨折や死亡を防げるのであれば身体拘束してほしい」は30.9%（前回30.8%）で、「身体拘束は行なってほしくない」は15.9%（前回15.6%）に留まった。



3 身体拘束として禁止されている具体的行為に対する意識

- ・身体拘束の禁止規定に該当する具体的行為について、身体拘束にあたると「思わない」と回答した割合は、「ミトン型手袋等」(46.2%、前回44.2%)「Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブル」(39.2%、前回31.4%)「介護衣（つなぎ服）」(35.9%、前回28.8%)「ベッド柵（サイドレール）」(31.5%、前回24.7%)「ひも等で縛る（チューブ抜き取り防止）」(24.7%、前回24.4%)の順に多かった。
- ・調査開始以降、身体拘束にあたると「思わない」割合は減少傾向にあったが、今回、増加に転じている。



4 身体拘束の手続き

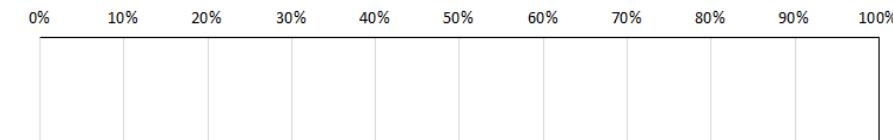
- ・身体拘束を実施する場合の利用者又は家族への説明については、「文書で説明があった」が23.7%（前回22.5%）である一方で、「口頭で説明があった」（13.5%、前回5.1%）「口頭でも文書でも説明はなかった」（1.7%、前回0.2%）など、家族への説明等が介護現場では必ずしも徹底されていない。なお、「拘束があるとは聞いていないので、特にない」が（43.5%、前回40.8%）となっている。
- ・また、今回新たに身体拘束がもたらすリスクについての説明の状況も尋ねたところ、「文書で説明があった」は37.6%である一方、「口頭で説明があった」が49.2%、「説明なし」は10.3%であった。

身体拘束を実施する場合の手続き



- 拘束があるとは聞いていないので、特にない
- 文書で説明があった
- 口頭で説明があった
- 口頭でも文書でも説明はなかった
- その他
- 無回答

身体拘束がもたらすリスクについての説明（新規）



- 口頭で説明
- 文書で説明
- 説明なし
- その他

5 身体拘束に関する疑問・悩み・意見・要望 要約

1. 身体拘束への基本的な考え方

多くの家族・利用者は「原則として身体拘束は避けたい」と考えている。一方で、本人の安全確保や他者への危害防止、職員の負担軽減など、やむを得ない場合には「仕方がない」と容認する声も多い。

2. 説明・同意・信頼関係の重要性

身体拘束を行う際は、「事前・事後の十分な説明」と「家族・本人の同意」が不可欠との意見が目立つ。施設職員との信頼関係や日頃のコミュニケーションが安心感につながるという声が多い。

3. 身体拘束の定義・範囲・グレーゾーン

どこからが身体拘束か分かりにくい（柵、センサー、薬物投与、言葉による制止等）。身体拘束と虐待の違いや、適用範囲の明確化を求める声がある。

4. 苦痛・尊厳の尊重

身体拘束は本人の尊厳や自由を奪うため、極力避けたいとの意見が多い。

5. 代替策・運用方法

センサーヤ見守りの強化、職員の増員など、身体拘束以外の方法を模索してほしいという要望。

6. 職員・施設への配慮

職員の苦労や人員不足への理解、協力的な姿勢を示す意見が目立つ。

7. その他の意見・要望

カメラ設置による監視の提案や、身体拘束に関する制度や技術の見直しを求める声。

【総括】

身体拘束は本人の安全や施設運営上やむを得ない場合もあるが、できる限り避けたいとの考えが主流。実施時は十分な説明と家族・本人の同意、信頼関係の構築が不可欠であり、代替策の模索や基準の明確化、個別対応が求められている。職員・施設への配慮も重要視されている。

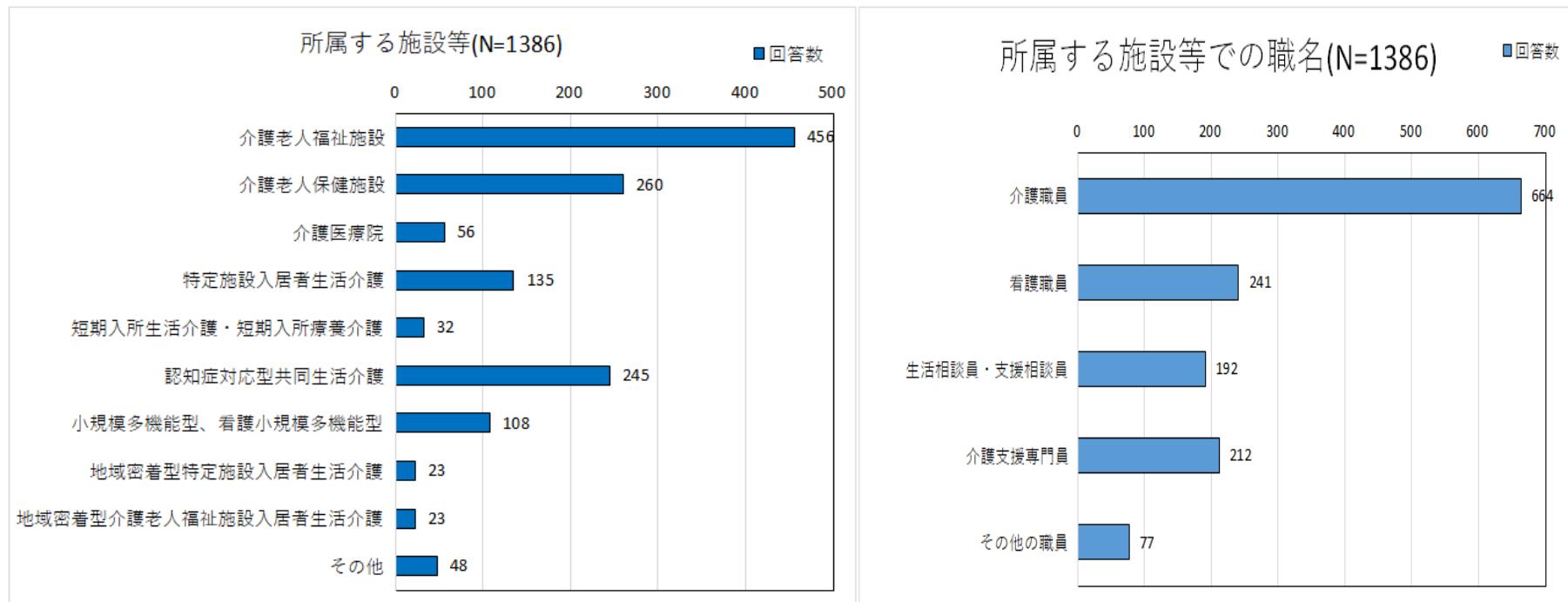
3 施設職員への意識調査

職員意識調査 結果要旨

- ・身体拘束の禁止規定に該当する具体的行為について、身体拘束にあたると思うと回答した割合は、最も低い「ミトン型手袋等」が86.4%に留まつたが、他は9割を上回っている。**48P**
- ・身体拘束にあたると「思わない」「わからない」と回答した割合を職種別にみると、介護職員及び看護職員の割合が比較的高く、また施設別にみると、GH及び小規模多機能の割合が比較的高い傾向が見られた。**49,50P**
- ・身体拘束を行うことができる要件及び手続については、ほとんどの職員が理解しているが、いずれも100%には達していない。**51P**
- ・本人及び家族への説明については、「説明なし」が4.6%と、一部施設では実施できていない。また、身体拘束のリスクについての説明の状況は、身体拘束を実施する際の説明に比べて、口頭で、家族だけに説明する割合が高くみられた。**53P**
- ・11の行為以外の不適切ケアについての意識は、「利用者の身体に鈴をつける」以外の項目については、9割以上の職員が身体拘束に当たると回答している。**54P**
- ・不適切なケアを行わないための取組について尋ねたところ、「利用者の尊厳を重視したケアを学ぶ研修会の開催」次いで「多職種が連携して情報や目標を共有する会議の開催」の順に高かった。**55P**
- ・身体拘束の弊害に対する考えを尋ねたところ、「本人の精神的・身体的苦痛」、「BPSDの増悪発生」、「体力・生活機能の低下」について9割超の職員が「該当する」と回答した一方、「転倒等のリスクの増大」は7割に留まつた。**56P**

1 職員の属性

- 回答者が所属する施設等の内訳をみると、介護老人福祉施設（456人）、介護老人保健施設（260人）、認知症対応型共同生活介護（245人）、特定施設入居者生活介護（135人）の順となっている。
- 職種別にみると、介護職員（664人）、看護職員（241人）、介護支援専門員（212人）、生活相談員・支援相談員（192人）の順であった。



2 身体拘束が禁止されている具体的行為に対する意識

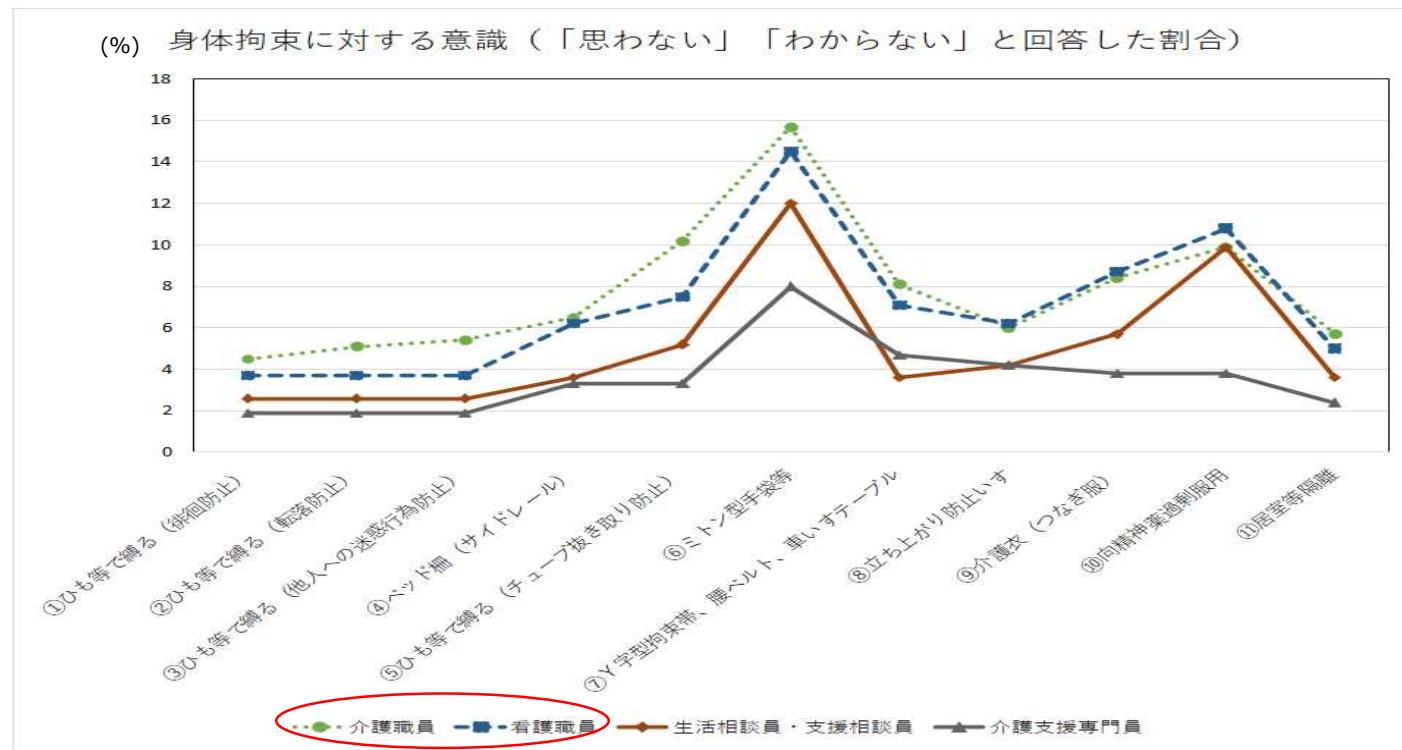
身体拘束の禁止規定に該当する具体的行為について、身体拘束にあたると思うと回答した割合は、最も低い「ミトン型手袋等」が86.4%に留まったが、他は90%を上回っている。

身体拘束に対する意識（職員）



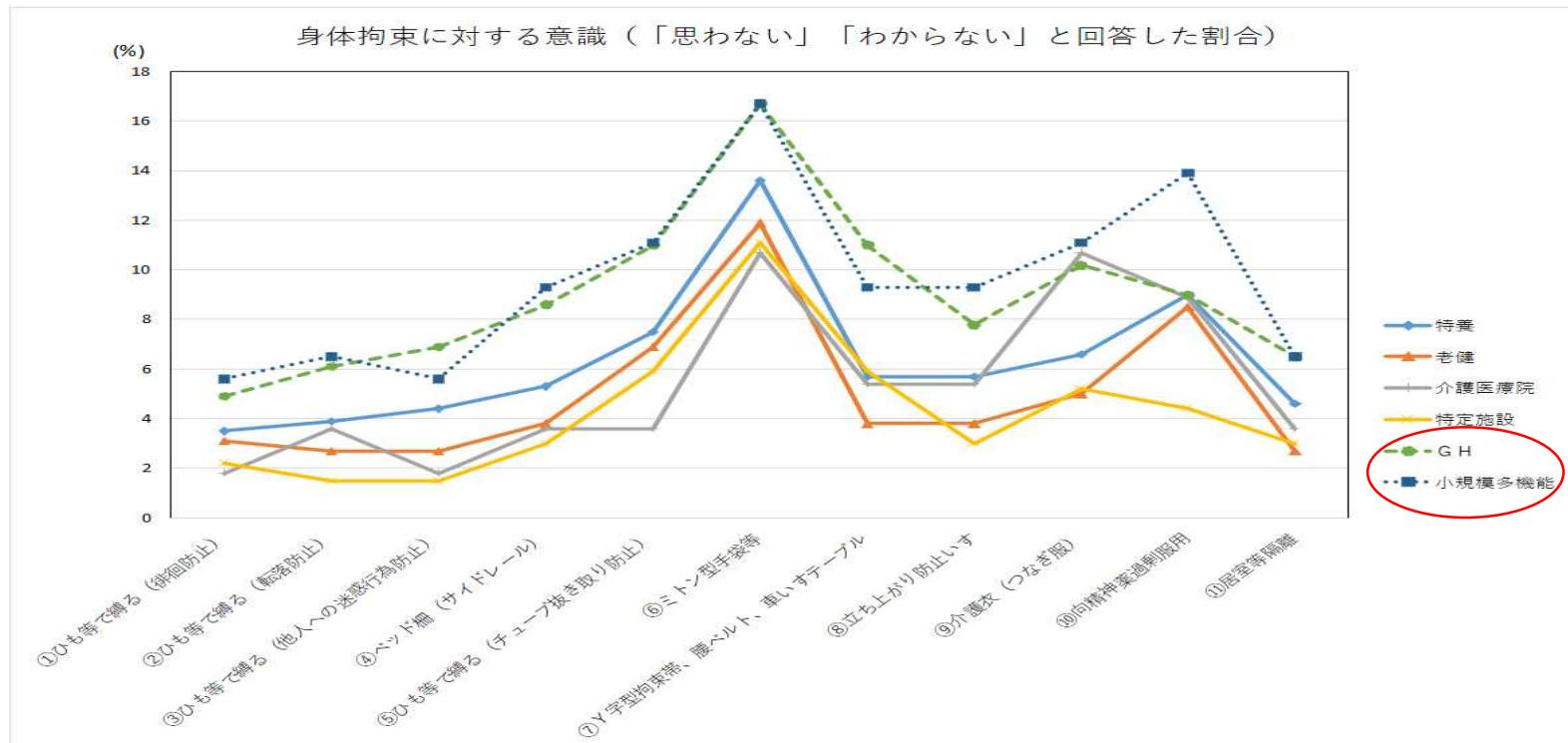
2 身体拘束が禁止されている具体的行為に対する意識

- 回答者を職種別にみると、身体拘束にあたると「思わない」「わからない」と回答した割合は、利用者の直接介護又は看護に従事する介護職員及び看護職員の割合が比較的高くみられた（グラフ点線部分）。
- 介護職員と看護職員との比較では、「向精神薬過剰服用」「介護衣（つなぎ服）」「立ち上がり防止いす」の項目については、身体拘束にあたると「思わない」「わからない」と回答した看護職員の割合が、介護職員の回答割合を上回った。



2 身体拘束が禁止されている具体的な行為に対する意識

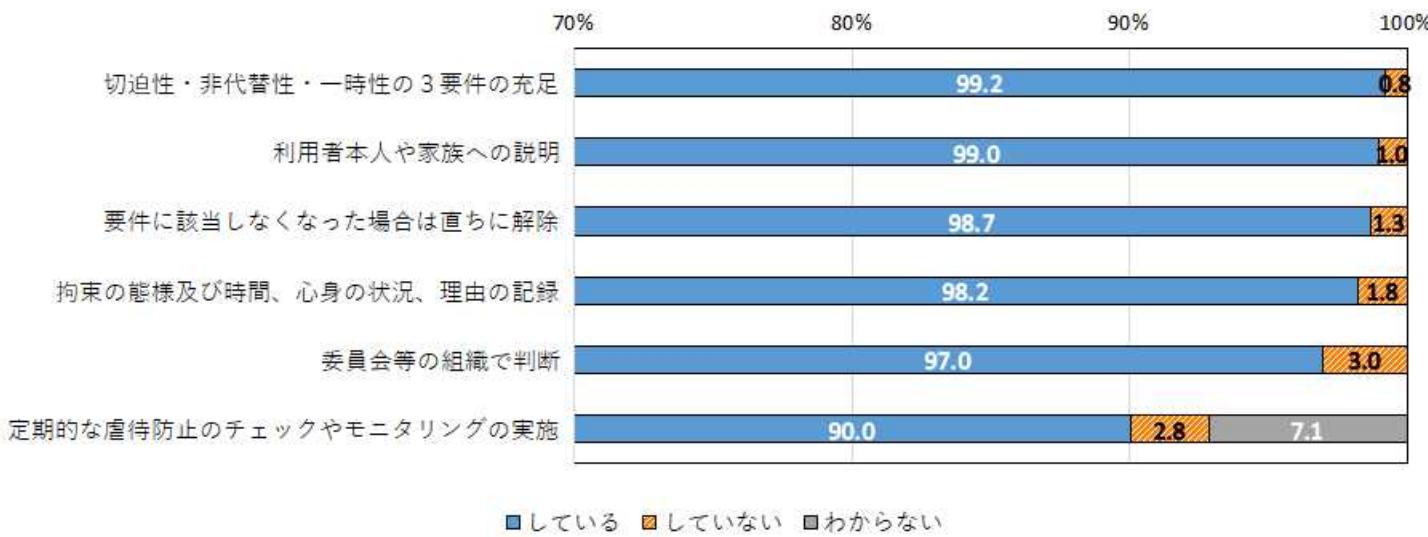
- 回答者を施設別にみると、身体拘束にあたると「思わない」「わからない」と回答した職員の割合は、GH及び小規模多機能の割合が比較的高くみられた（グラフ点線部分）。
- 個別の項目では、「向精神薬過剰服用」については小規模多機能が、「介護衣（つなぎ服）」については介護医療院が、他の施設種別と比べて身体拘束にあたると「思わない」「わからない」と回答した職員の割合が高かった。



3 身体拘束を行うことができる要件及び手続き

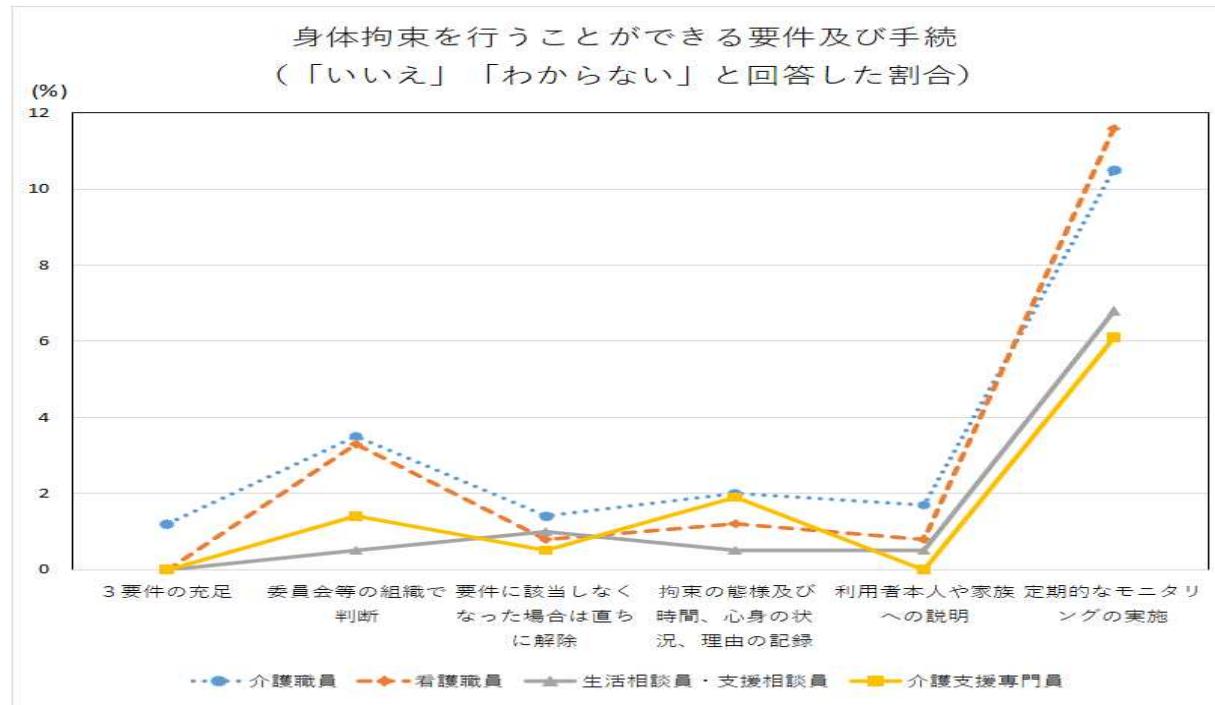
- ・身体拘束を行うことができる要件及び手続きについて承知しているか尋ねたところ、「切迫性・非代替性・一時性の3要件の充足」については99.2%、他の手続についても90.0%から99.0%が「承知している」と回答したが、いずれも100%には達していない。
- ・「定期的な虐待防止のチェックやモニタリングの実施」については、「わからない」と回答した者が7.1%あった。

身体拘束を行うことができる要件及び手続き(N=1386)



3 身体拘束を行うことができる要件及び手続き

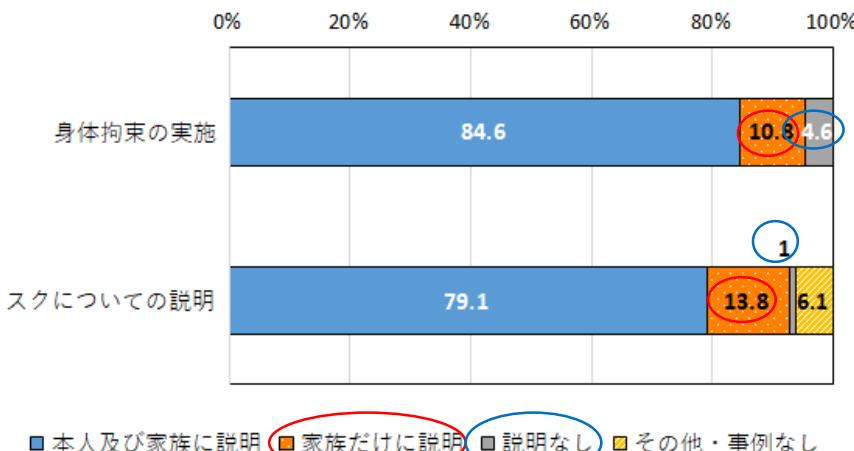
- ・「身体拘束の要件及び手続きについて承知しているか」の質問に対して「いいえ」「わからない」と回答した者を職種別にみると、「委員会等の組織で判断」「定期的なモニタリングの実施」の項目において、介護職員及び看護職員の割合が比較的高くみられた（グラフ点線部分）。
- ・相談員及び介護支援専門員の「いいえ」「わからない」と回答した者の割合は全体的に低いが、「拘束の態様及び時間、心身の状況、理由の記録」については、介護支援専門員が「いいえ」「わからない」と回答した割合が比較的高かった。



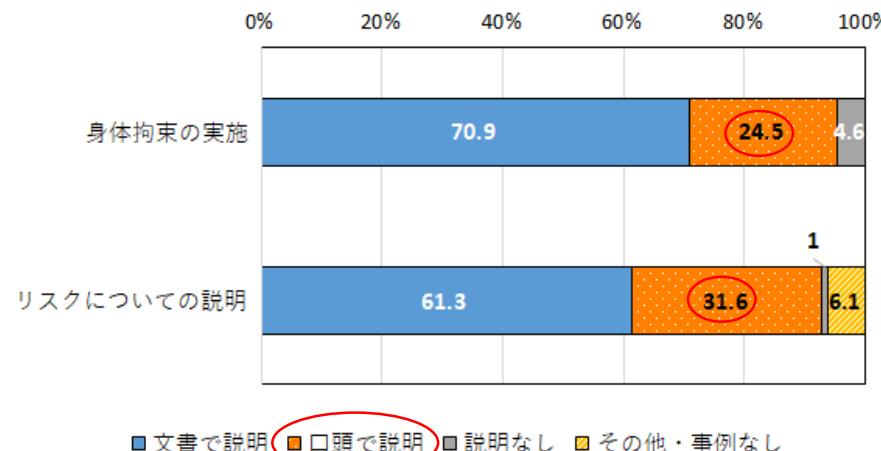
4 身体拘束の手続き（本人及び家族への説明の状況）

- ・今回、新たに身体拘束を実施する際の本人及び家族への説明の状況を尋ねたところ、「本人及び家族に説明」が84.6%、「家族だけに説明」が10.8%であった。また、身体拘束がもたらすリスクについての説明の状況も尋ねたところ、「本人及び家族に説明」が79.1%、「家族だけに説明」が13.8%であった。
- ・身体拘束を実施する際の本人及び家族への説明の方法については、「文書で説明」が70.9%、「口頭で説明」が24.5%であった。また、身体拘束がもたらすリスクについての説明の状況については、「文書で説明」が61.3%、「口頭で説明」が31.6%であった。

本人及び家族への説明の状況（新規：対象別）

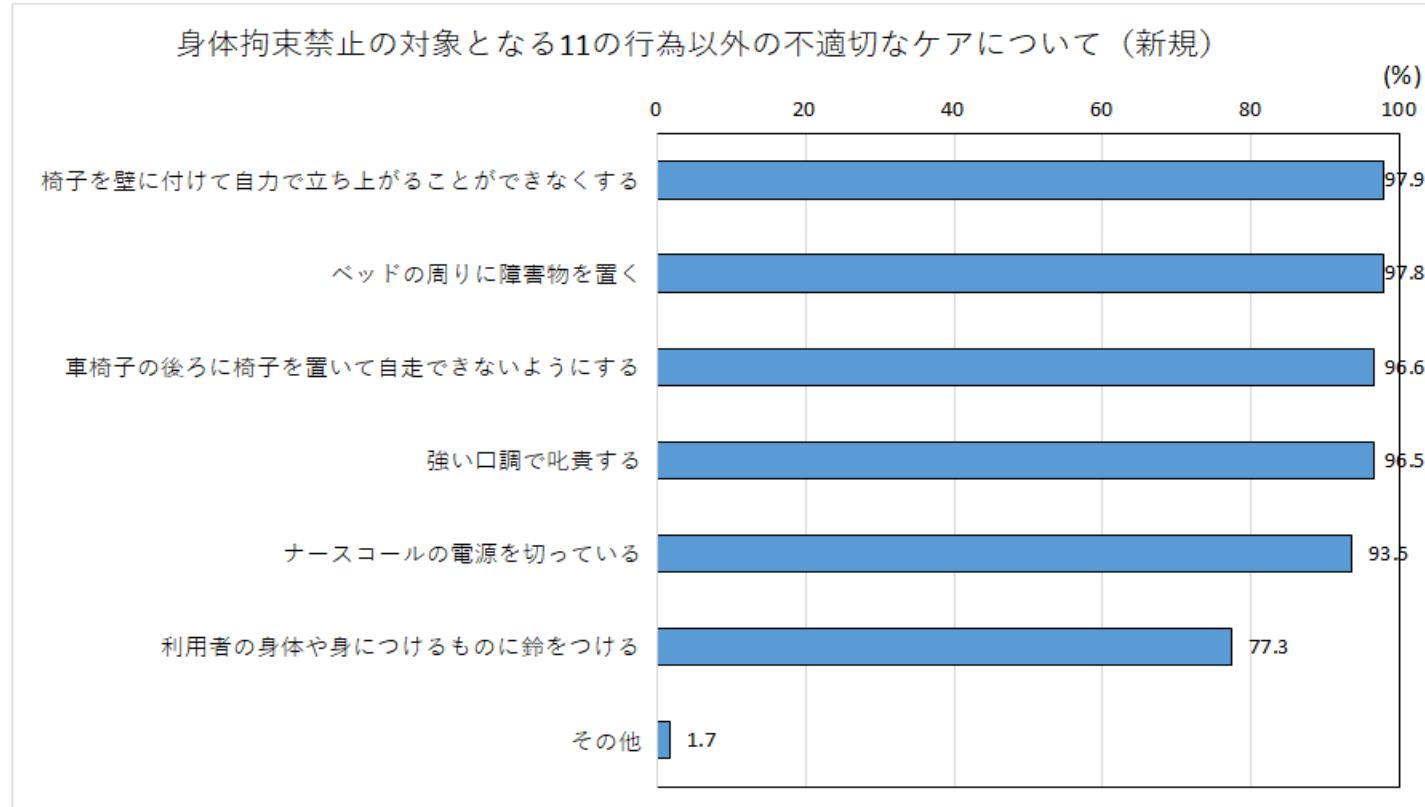


本人及び家族への説明の状況（新規：方法別）



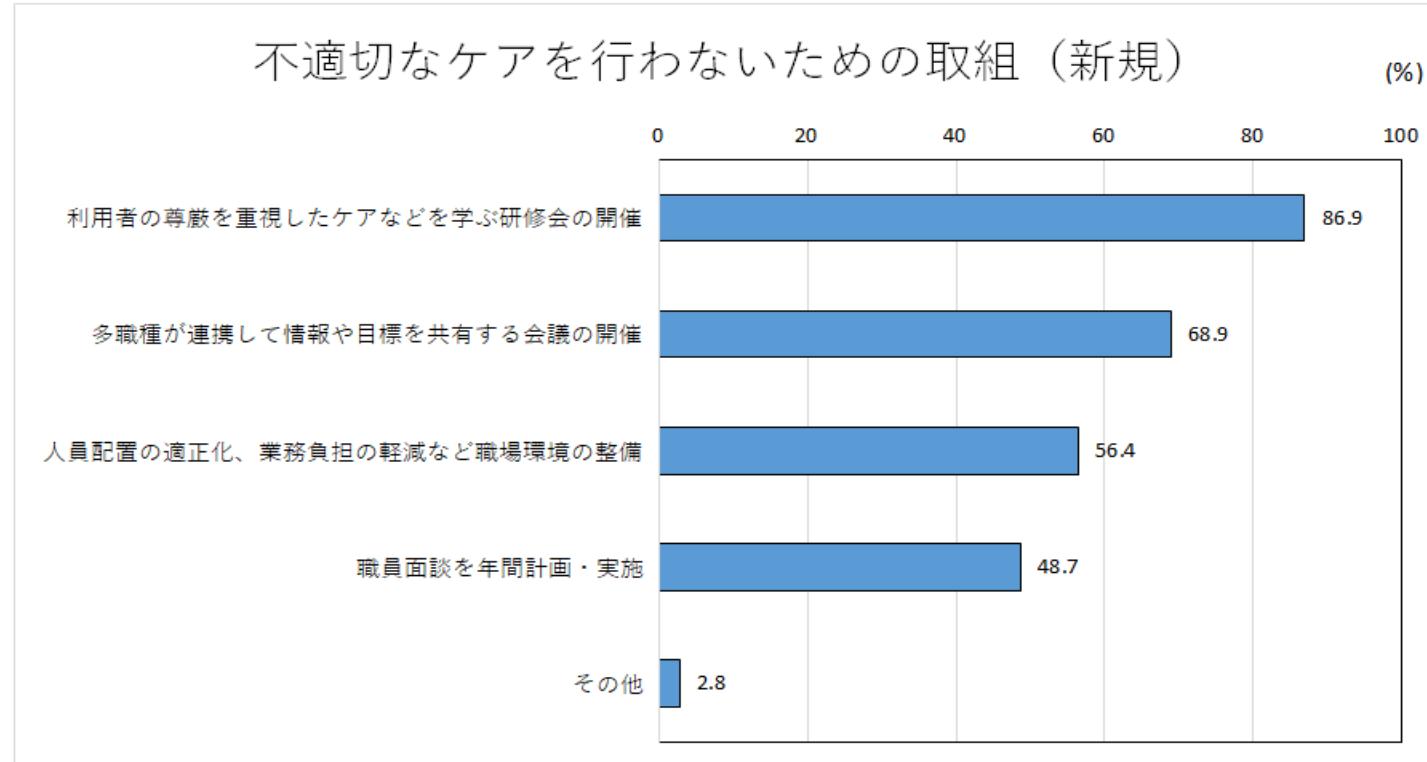
5 身体拘束禁止の対象となる11の行為以外の不適切なケアについて

身体拘束禁止の対象となる具体的な11の行為以外の不適切なケアについて、身体拘束にあたるか意識を尋ねたところ、「利用者の体に鈴をつける」(77.3%) 以外の項目については、いずれも9割以上の職員が身体拘束にあたると回答している。



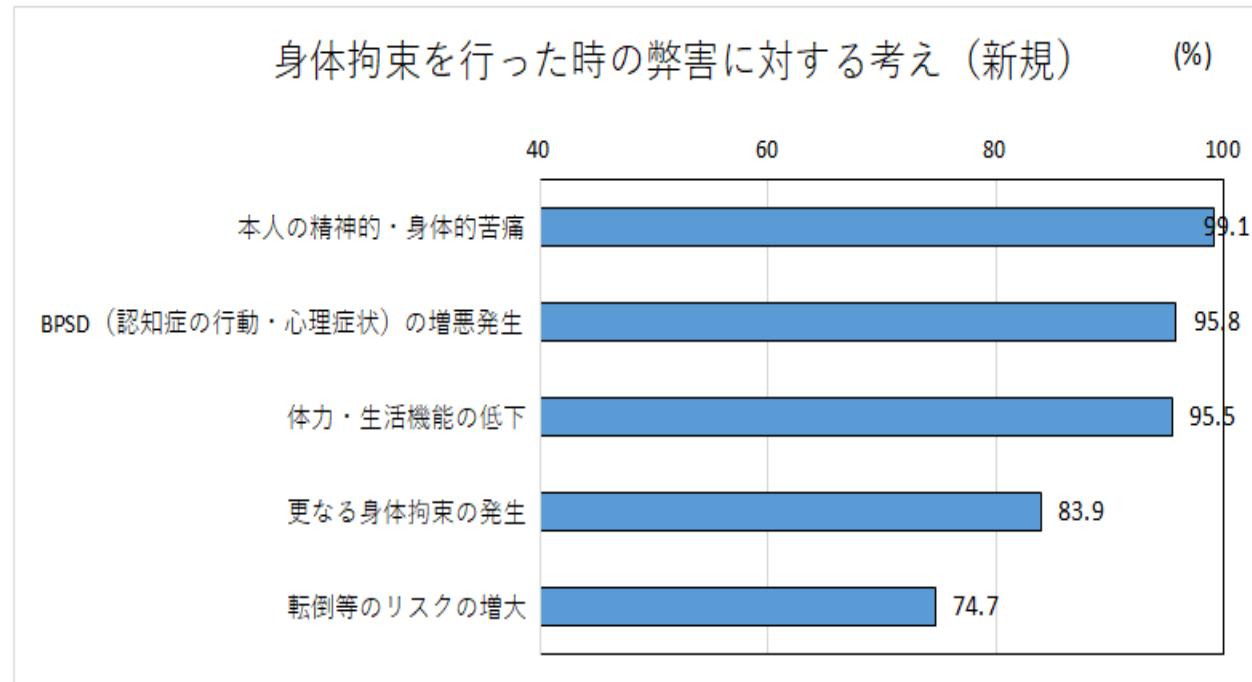
5 身体拘束禁止の対象となる11の行為以外の不適切なケアについて

不適切なケアを行わないための取組について尋ねたところ、「利用者の尊厳を重視したケアなどを学ぶ研修会の開催」が86.9%と最も高く、次いで「多職種が連携して情報等を共有する会議の開催」が68.9%、「人員配置の適正化、業務負担の軽減など職場環境の整備」が56.4%の順であった。



6 身体拘束の弊害に対する考え方

- ・身体拘束は高齢者の尊厳を害し、その自律を阻害する等の多くの弊害をもたらすことから、身体拘束を行ったときにどのような弊害があると思うか尋ねたところ、「本人の精神的・身体的苦痛」(99.1%)、「BPSDの増悪発生」(95.8%)、「体力・生活機能の低下」(95.5%)の順に「該当する」と回答した者の割合が高かった。
- ・「転倒等のリスクの増大」は74.7%に留まった。



4 調査対象間の比較

調査対象間の比較 要旨

- ・身体拘束の具体的行為11項目に関する意識について、事業所、利用者家族、職員の回答を比較したところ、事業所、職員は最も低い「ミトン型手袋等」を除くと、いずれも9割以上が身体拘束にあたるとと思うと回答している。一方、利用者家族は最も低い「ミトン型手袋等」から最も高い「ひも等で縛る（徘徊防止）」まで4割～8割に留まっている。 59P
- ・具体的な11の行為以外の不適切なケアに対する意識について、一部の項目を除いては事業所と職員のいずれも9割以上が身体拘束にあたると回答している。 60P
- ・不適切なケアを行わないための取組についても、事業所と職員の回答割合は同じような傾向を示している。 61P 各施設において委員会や研修等の取組がなされた結果、職員の間でも身体拘束についての理解が進み、認識が共有されていることが推察される。
- ・本人及び家族への説明の状況については、事業所よりも職員の方が「説明している」と回答した割合が高く、事業所に比べて口頭で説明する割合が高くみられた。 62P
- ・身体拘束のリスクについての説明の状況についても、事業所よりも職員の方が「説明している」と回答した割合が高くみられた。 63P

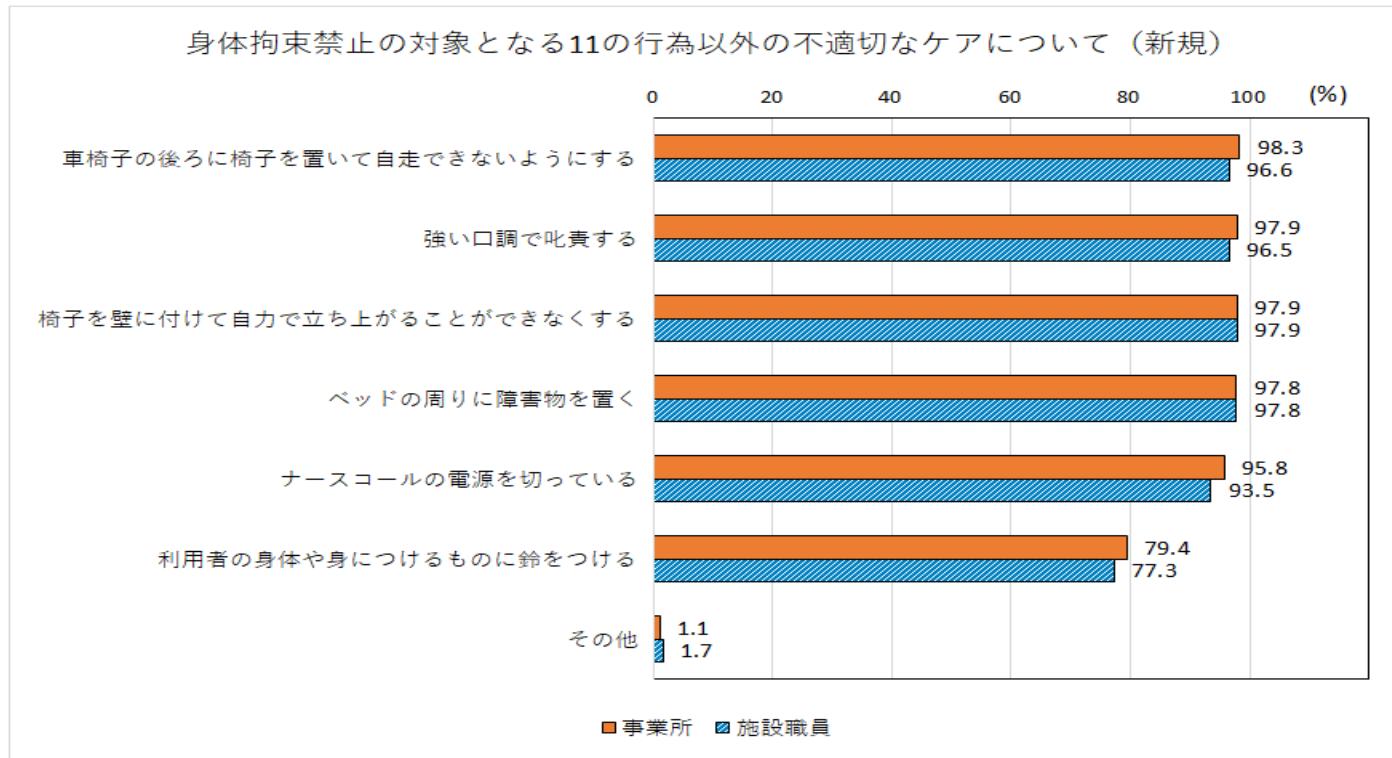
1 身体拘束が禁止されている具体的行為に対する意識

- ・身体拘束の禁止規定に該当する具体的行為について、身体拘束にあたると「思う」と回答した割合は、事業所、職員については最も低い「ミトン型手袋等」（職員86.4%、事業所92.3%）を除くと、いずれも9割以上となっている。
- ・利用者家族については、最も低い「ミトン型手袋等」（40.9%）から最も高い「ひも等で縛る（徘徊防止）」（83.4%）まで4割～8割に留まっている。



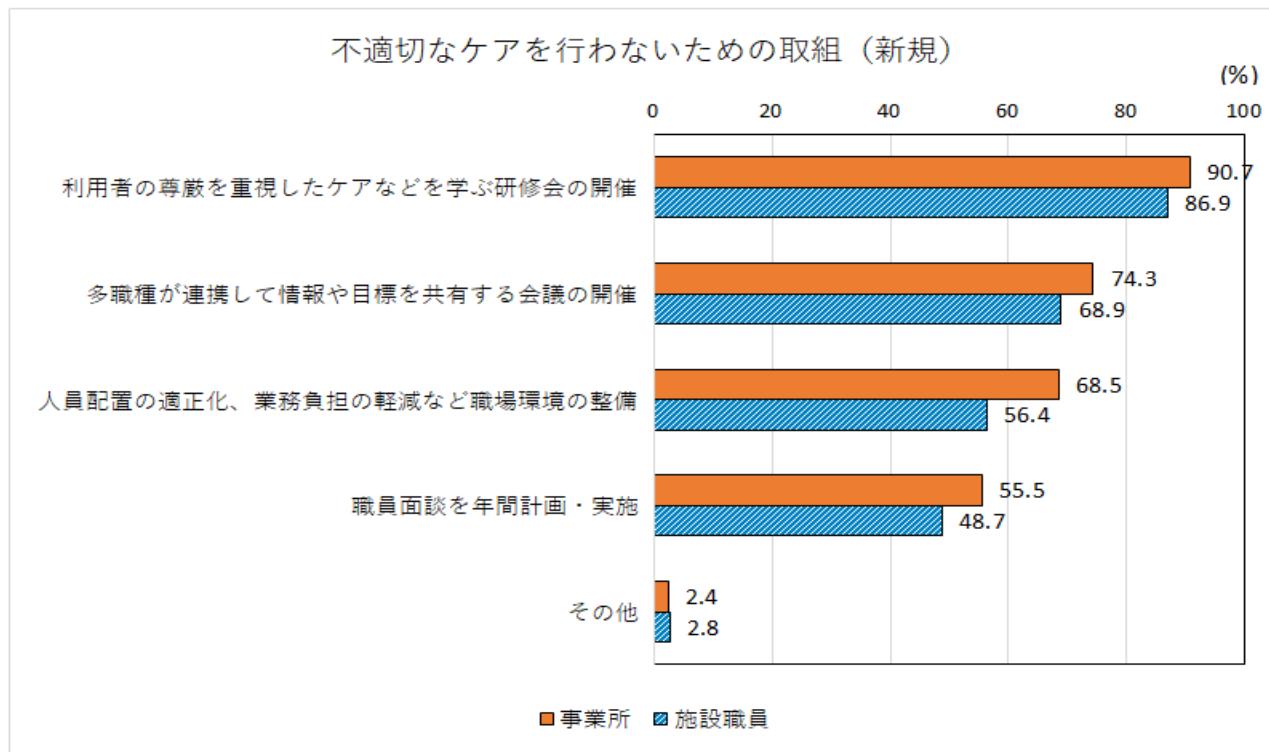
2 身体拘束禁止の対象となる11の行為以外の不適切なケアについて

身体拘束禁止の対象となる具体的な11の行為以外の不適切なケアについて、身体拘束にあたるか意識を尋ねたところ、「利用者の体や身につけるものに鈴をつける」（事業所79.4%、職員77.3%）を除く他の項目については、事業所、施設職員のいずれも9割以上が身体拘束にあたると回答している。



3 不適切なケアを行わないための取組

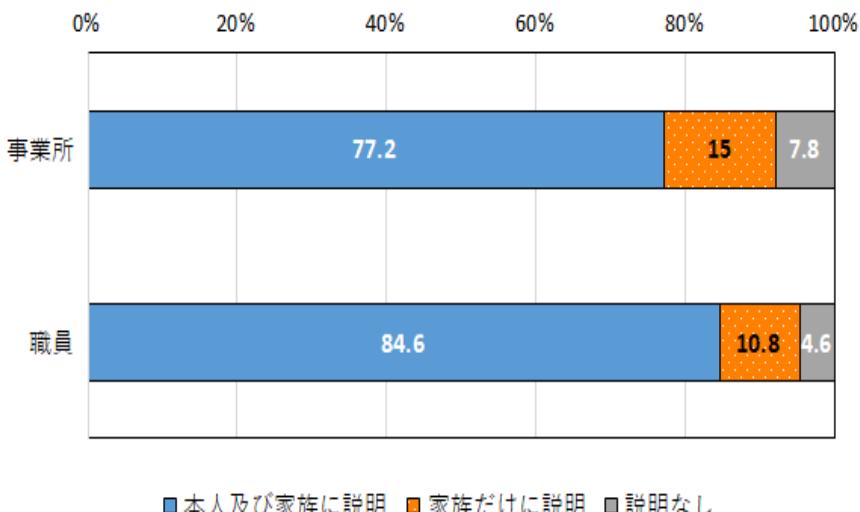
不適切なケアを行わないための取組について意識を尋ねたところ、事業所・施設職員ともに「利用者の尊厳を重視したケアなどを学ぶ研修会の開催」（事業所90.7%、職員86.9%）が最も高く、次いで「多職種が連携して情報等を共有する会議の開催」（事業所74.3%、職員68.9%）、「人員配置の適正化、業務負担の軽減など職場環境の整備」（事業所68.5%、職員56.4%）の順であった。



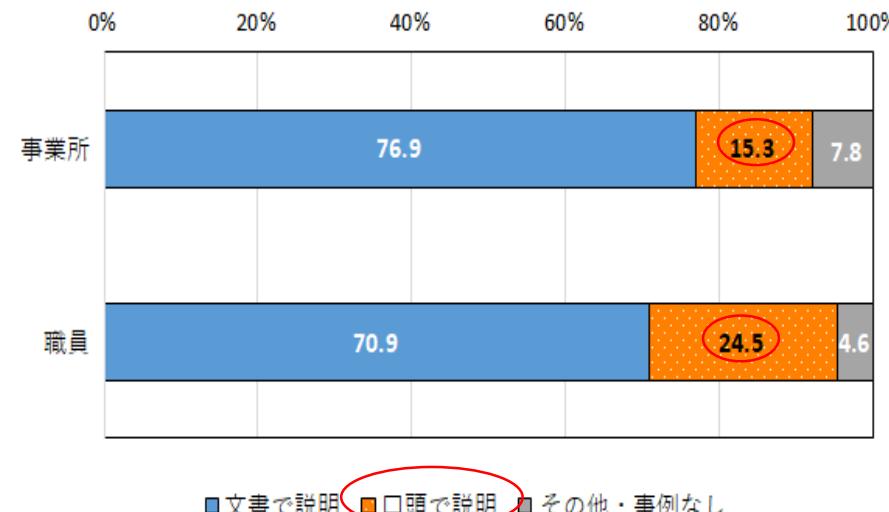
4 本人及び家族への説明の状況

- ・身体拘束を実施する際の本人及び家族への説明の状況を尋ねたところ、「本人及び家族」が事業所77.2%、職員84.6%、「家族だけに説明」が事業所15.0%、職員10.8%であった。
- ・本人及び家族への説明の方法については、「文書で説明」が事業所76.9%、職員70.9%、「口頭で説明」が事業所15.1%、職員24.5%であった。

本人及び家族への説明の状況（新規：対象別）



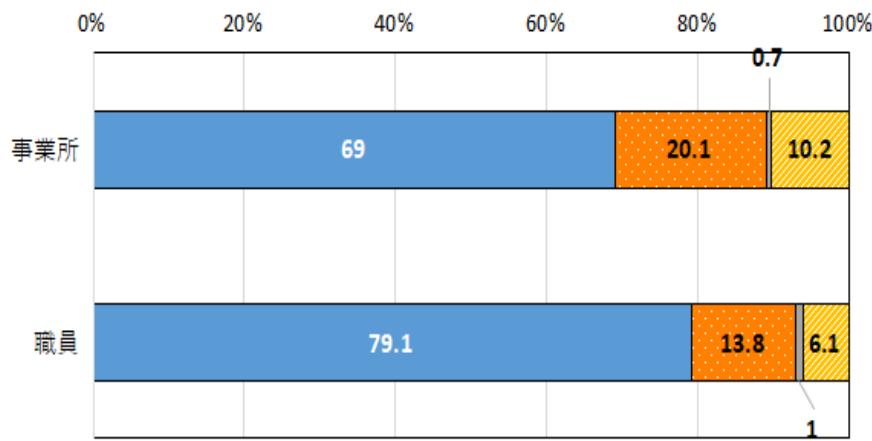
本人及び家族への説明の状況（新規：方法別）



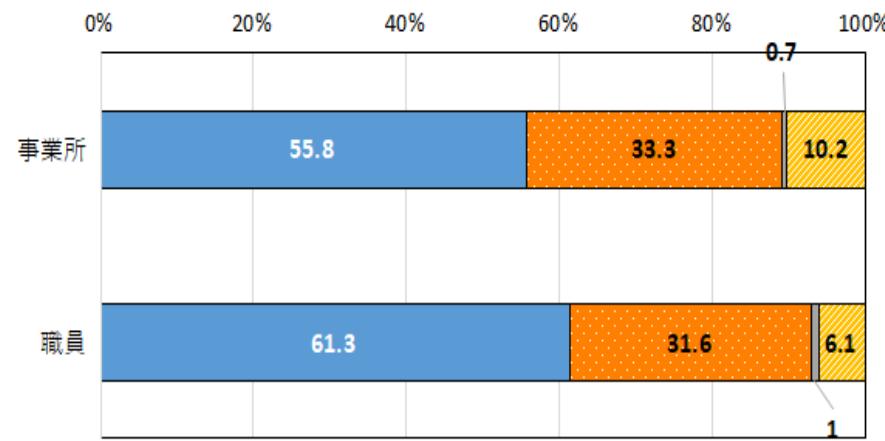
5 身体拘束のリスクについての説明

- ・身体拘束がもたらすリスク（身体機能の低下や精神的苦痛）について本人及び家族への説明の状況を尋ねたところ、「本人及び家族に説明」が事業所69.0%、職員79.1%、「家族などだけに説明」が事業所20.1%、職員13.8%、「説明なし」が事業所0.7%、職員1.0%であった。
- ・本人及び家族への説明の方法については、「文書で説明」が事業所55.8%、職員61.3%、「口頭で説明」が事業所33.3%、職員31.6%、「説明なし」が事業所0.7%、職員1.0%であった。

リスクについての説明（新規：対象別）



リスクについての説明（新規：方法別）



■ 本人及び家族に説明 ■ 家族などだけに説明 □ 説明なし □ その他・事例なし

■ 文書で説明 ■ 口頭のみで説明 □ 説明なし □ その他・事例なし